

第五十一回 参議院農林水産委員会議録第三号

昭和四十年十二月二十八日(火曜日)

午前十時三十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

仲原 善一君

委員

梶原 茂嘉君
山崎 齊君
武内 五郎君
渡辺 勘吉君
宮崎 正義君事務局側
常任委員会専門 宮出 秀雄君

本日の会議に付した案件

○繭系価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本蚕糸事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(仲原善一君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
 繭系価格安定法の一括して議題といたします。
 質疑に先立ちまして、農林省当局から資料説明を聽取ることにいたします。丸山蚕糸局長。

○政府委員(丸山文雄君) 昨日及び本日お配りいたしました資料につきまして簡単に要点だけ御説明申し上げます。

昨日お配りいたしました「最近の蚕糸業の概況」というのがございます。四十一年十二月農林省蚕糸局。ページを追いまして順次簡単に申し上げますと、第一ページが養蚕業の推移ということで、大河原一次君

温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 博八君
後藤 義隆君
大口 繁一君
福田 起夫君

るということをあらわしておるわけでござります。

次のページは、府県別でございますから省略いたします。

それから三ページにまいりますと、いわゆる稚蚕共同飼育の普及状況、共同飼育でございます。

これによりますと、一令から二令までと、一令から三令までに分けてございますが、表でわかりますように、一令から三令までの共同飼育は逐年ふえてきている。これが戸数についても箱数についてもどんどん年を追つてふえてきており、共同飼育の最近の状況がこれでわかるかと思います。

それから、四ページにつきましても同様に、いわゆる年間桑育及び屋外桑育の普及状況といふものを示してございますが、これも下の欄の飼育数量を見ますと、両方とも三十九年度、たとえば年間桑育は全体の五四%、それから屋外桑育は三六%、いずれもこの四、五年の傾向としてはずつとこのようなかつこうの屋外、年間桑育の割合が高くなっているということを示しているものと考えます。

それから、一〇ページは、これは歴年の表でござりますが、一〇ページにおきまして、輸出の問題を、生糸と、それからその他の加工品、いわゆる織物で輸出されるもの、そういうものの状況と、それから純内需、これを数量的に歴年で比較したものでございます。ごらんいただくとわかります

が、たとえば、昭和三十年には生糸で八万六千俵の輸出があつた、絹製品を合計しますと、十二万俵であります。ごらんいただくとわかります

パ——フランス、イタリア、スイス、西ドイツ、イギリス、それぞれの国における日本、中国その他の国からの輸入数量をこまかく整理してござります。

それから一五ページは、フランスにおきます日本生糸と中国生糸の価格の比較をいたしております。たとえば四十年度を例にとりますと、これは月別になつておりますが、日本生糸はフランス市場においてキログラム当たり五千三百三十一円であった。そのときは中国の生糸は四千六百三十円である。その差が四百一円あるといふよなことで、月別のその両国のフランスにおける取引価格の比較表でございます。

それから一六ページは、これは世界の蚕糸業といふ見出しがございますが、日本、中国、ソ連、インド、韓国、イタリア、その他、それそれにつきましての繭の生糸数量をあらわしてござります。

それから一七ページにつきましては、同様に、今度は生糸の生産数量を整理してござります。それから一八ページは、繭価格安定制度といふ見出しがございますが、この表を整理いたしましたときに、政府の生糸買い入れ数量が幾らあつたかという表でございまして、一番下の三十九年六月から十月の間に政府が幾ら持つておつたかといふ数字でございますが、買い入れと売り渡し、差し引きまして在庫として七千九百六十俵持つておつたといふ数字でございます。

それから一九ページは、日本輸出生糸保管株式会社の生糸買い入れ及び売り渡し、これは毎年で、生糸年度で整理してございますが、保管会社が買つたものが六ヵ月たちますと政府に渡つくる。それで政府に渡つてきたものが今度の表で政府の手持ち数量となるわけございますが、その状況年によって整理してござります。

それから二〇ページは、生糸費及び安定帶価格、生糸年度ごとに生糸費とそれからたとえば生

糸の製造販売費、そういうものと、それからそれによつてきまつておる生糸の最高価格、最低価格、同時に最低繭価がそれである年においては幾らであります。

二二ページは、いわゆる蚕糸改良普及職員、公務員であるものとそれから養蚕團体に所属しておる普及員、これに分けまして年ごとにここで整理いたしてございます。

それから二二ページは、日本蚕糸事業団が利益金でもつて行ないました助成事業の内容を、三十年から四十年までそれぞれの表のように整理してござります。

最後が、蚕糸局関係予算の三十五年から四十年に至るそれぞれにつきましての数字を、表によりまして整理してござります。これが昨日お配りいたしましたもののうちの第一表でございます。

それからもう一つの表は、生糸輸出関係資料、これはただいま申しました表のうちのある部分を教字とグラフであらわしたものでございますので、ダブりますから、その部分は省略いたします。

それから、四ページにつきましては、三十三年

をなぜ三十九年は輸出が下回ったかといふことに

ついての想定される原因を若干簡潔に整理してござります。文章で整理してござります。

それから、五ページは、三十九年度、ことしの輸出状況を月別に対比したるものでございます。

それから海外市場六ページも省略いたします。

そわから、七ページの、日本輸入生糸明細表と

いうのがござりますが、これはことしの四月から十月底までの間にどこから入つたかといふことでござりますが、中共が主でございまして、それから

ざいます。これが十月当初までは七千九百六十俵持つておつたといふ数字でございます。

それから一九ページは、日本輸出生糸保管株式会社の生糸買い入れ及び売り渡し、これは毎年で、生糸年度で整理してござりますが、保管会社が買つたものが六ヵ月たちますと政府に渡つくる。それで政府に渡つてきたものが今度の表で政府の手持ち数量となるわけございますが、その状況年によって整理してござります。

それから二〇ページは、生糸費及び安定帶価格、生糸年度ごとに生糸費とそれからたとえば生

で整理してござります。

それから、九ページは、いわゆる生糸輸入業者の名前でございます。

それから、一〇ページが、日本経業協会といふものがございまして、それでニューヨークとりヨンに支所を持っておりますが、それに対する、たとえば四十年度の予算なり事業計画なりの概要がどうであろうかということを一〇ページ及び二二ページに、数字及び文章でもつて簡単に御説明いたしております。

それから、一四ページは、輸出増進に関する参

考事項といふ意味合いにおきまして、どういう点に問題があるかというようなことにつきまして、

これはただいま申しました表のうちのある部分を

文章で整理してござります。国際競争力強化の問

題、価格安定の問題、輸出体制の強化の問題、ま

あおなる点だけを文章で問題点といふ意味合いで整理してござります。これが第二表でございま

す。

それから、一四ページは、輸出増進に関する参

考事項といふ意味合いにおきまして、どういう点に問題があるかというようなことにつきまして、

これはただいま申しました表のうちのある部分を

文章で整理してござります。国際競争力強化の問

題、価格安定の問題、輸出体制の強化の問題、ま

あおなる点だけを文章で問題点といふ意味合いで整理してござります。これが第二表でございま

す。

それから、昨日お配りいたしましたうちのもう

一つは、蚕糸事業団の收支予算とそれから決算関

係、そういうものを、第一表が三十八年度の収入

支出し予算決算、

それから三ページにおきまして同様三十九年度

につきまして。

それから、五ページにおきまして、四十年度の

収支予算、四十年度はまだ決算はございませんの

で、四十年度のは収入という形で蚕糸事業団につ

いて整理してござります。これが昨日お配りいたしました資料でござります。

それから日本お配りいたしましたものにつきま

しては、今後政令、省令に規定すべき事項につ

いて整理してござります。これが昨日お配りいたしました資料でござります。

それから本日お配りいたしましたものにつきま

しては、おもなる点につきまして整理してございま

す。これが一ページから三ページまででございま

す。

それから、四ページは、糸価安定特別会計の概

況、御注文に応じまして、四十年度予算の概要と

いうことで、四ページから二四ページまで、糸価安定特別会計のおもなる点につきまして整理して提出いたしました。

それから、二五ページは、蚕糸事業団、日本輸出生糸保管株式会社、それから社団法人日本経業協会、これにつきましての役員の氏名、経歴、報酬等を整理して提出いたしました。

それから、二九ページは、先ほどとちょっとダ

りますけれども、生糸の輸出業者の名簿、それ

から、三〇ページは、輸入業者の名簿、それ

は、新たな追加増資の要求はいたしておりません。

○森中守義君 委系局長、ちょっと答弁の趣旨が違うのです。私が聞いているのはね、要するに、福田農林大臣時代に、残余の十億を出そうという約束があつたと。それで、その大臣の発言を受けた予算要求をされたかどうか、それを聞いている。○政府委員（丸山文雄君）ただいま申し上げましたように、この増資につきましては、大臣の答弁を受けて考えたものかわかりませんけれども、具体的には三十八年度ころまでこの増資についてのいろいろ検討は行なわれたようでござります。

○邊渡勘吉君 関連。どうも人とのよな答弁で、私はきわめて不満であります。大体いまをときめく福田大蔵大臣が、かつて農林大臣のときに、「さらに、いきさつから申しますと、これも、私、十億円を追加するといふことを考えております。その時期、方法等につきましては、一般財政との関係もあり、その必要とする時期のタイミングも考えてやりますが、これはもう予定の計画でいろいろ考えておる次第でございまして、これを増資する方向において整備拡充して将来に備えたい、こういう考え方であります。」ということを、三十四年十二月八日の衆議院の農林水産委員会で明確に農林大臣が答弁をしました。しかも、その時期とはいひつか、タイミングとはいひつか。それを明らかに、今度法改正をするところ、日本蚕糸事業団法が発足するとき以外にそのチャンスはないじゃないですか。かねて農林大臣として國民に公約したこの十億を追加するといふことの方向において整備拡充して将来に備えたい、萬一の事態をおもんばかりして、事前にそういう措置を講じたいということが、の前後の各所に、大臣は當時農林大臣として答弁をおられる。そなはば、私は、農林大臣としては先ほども森中委員の質問の冒頭にありましたが、農業基本法の第八条に指定する重要な農産物の一つでしょ。そういう重要農産物であるといふ農林大臣の認識があるならば、なぜ一体こ

ういうかねての約束といふものをこの機会に堂々と要求し、当時の農林大臣、いまの大蔵大臣にそれを予算化せしめる措置を講じないか。これはまあいすれ後ほど農林大臣によるお尋ねをすることになりますが、私は、福田大蔵大臣は特にこの差異については、全国屈指の生産県の中におられる方でありますから、こういふ点は、二十二日の衆議院におけるああいう答弁では、私たち参議院としては、これは二院の一つの独自の性格からいつても容認できない問題であるので、こういふ一つの増資をするということで整備拡充をはかるといふことを、三十四年に國民に明らかにした。そのため、大蔵大臣としてはかねての公約をこの際に実現するといふに考えるのであります。この点をやはり十分踏まえた上で、満足のいく答弁を大蔵大臣にこれは要求するわけであります。○國務大臣（福田赳夫君）私はその後農林大臣を離れまして、この蚕糸事業団ができるということは、つまりたかといふことはつまびらかにいたしませんでした。しかし、今日まあ新しい構想のもとで蚕糸事業団ができるということになつたのを非常に私も期待を持って喜んでいるわけであります。いろいろこの事業団がどういう活動をするか、また、蚕糸事業団がどういうふうになつておるか、そういう点を農林大臣とともに相談をいたしまして善処をいたしました。

○森中守義君 善処するということは、まあ出そうといふことを、まあ出そうといふ趣旨のよにも私は受け取りたいくつも、二十億あれば大体うまく事業団がいくんじやないか、こういう最後の結びがついております。したがつて、今回この二法案を審議をする両院の委員会ともに、当然先ほど渡辺委員からもお話をありましたように、タイミングとしては絶好である、しかも、三十万俵の中のその一割に該当する三万俵だけしか買わない、こういうたてまえのよですけれども、少なくともこれらについては二十億の資金の八倍あるいは十倍に近い資金が必要である。しかも、三十万俵の中のその一割に該当する三万俵だけしか買わない、こういうたてまえのよですけれども、少なくともこれらについては二十億の資金の八倍あるいは十倍に近い資金が必要である。こういう現状のようですから、もし出ないということになると、全部これは借入金でいかなければならぬ、こういうことになるのです。だから時期としては、衆議院、参議院通じましてぜひこの機

れでもいいのですがね、ただ、もう少しこの件について

とあってはきちんとしておく必要があると思う、とありますのは、全養連が発行されている刷りものであります。これは農林省からきょうもらいであります。三十七年の刷りものだそうですが、この中で、全養連の赤堀という参考がこういうように言つては、全国屈指の生産県の中におられる方でありますから、こういふ点は、二十二日の衆議院におけるああいう答弁では、私たち参議院としては、これは二院の一つの独自の性格からいつても容認できない問題であるので、こういふ一つの増資をするということで整備拡充をはかるといふことを、三十四年に國民に明らかにした。そのため、大蔵大臣としてはかねての公約をこの際に実現するといふに考えるのであります。この点をやはり十分踏まえた上で、満足のいく答弁を大蔵大臣にこれは要求するわけであります。○國務大臣（福田赳夫君）私はその後農林大臣を離れまして、この蚕糸事業団ができるといふことはつまびらかにいたしませんでした。しかし、今日まあ新しい構想のもとで蚕糸事業団ができるといふことを、まあ出そうといふことを、まあ出そうといふ趣旨のよにも私は受け取りたいくつも、二十億あれば大体うまく事業団がいくんじやないか、こういう最後の結びがついております。

○國務大臣（福田赳夫君）これは農林省、大蔵省が相談いたしましていまのよるな発言になつているわけなんです。それに対して追加を要する事情があるかどうか、こういう問題になつてくると思います。」「こういふように言つているんですが、少なくともこれは養蚕農家の代表である、しかも、責任ある地位の人がこれほど言い切るということは、私どもが三十四年当時の福田農林大臣の答弁をすつと読みながら理解するのと同じようなことがあります。」しかし、当時あなたの發言の中には、こういふところもあります。まあ一口に申し上げますと、田邊という衆議院の委員の方から、二十億といふものを、二十億じゃもちろん足りないから、五十億でも、百億でも福田農林大臣は出しても、こういふことあります。まあ一口に申し上げますと、田邊といふ衆議院の委員の方から、二十億といふものを、二十億じゃもちろん足りないから、五十億でも、百億でも福田農林大臣は出しても、こういふことあります。まあ一口に申し上げますと、田邊といふ衆議院の委員の方から、二十億といふものを、二十億じゃもちろん足りないから、五十億でも、百億でも福田農林大臣は出しても、こういふことあります。まあ一口に申し上げますと、田邊といふ衆議院の委員の方から、二十億といふものを、二十億じゃもちろん足りないから、五十億でも、百億でも福田農林大臣は出しても、こういふことあります。まあ一口に申し上げますと、田邊といふ衆議院の委員の方から、二十億といふものを、二十億じゃもちろん足りないから、五十億でも、百億でも福田農林大臣は出しても、こういふことあります。

○國務大臣（福田赳夫君）これは農林省、大蔵省が相談いたしましていまのよるな発言になつているわけなんです。それに対して追加を要する事情があるかどうか、こういう問題になつてくると思います。」「こういふように言つているんですが、少なくともこれは養蚕農家の代表である、しかも、責任ある地位の人がこれほど言い切るということは、私どもが三十四年当時の福田農林大臣の答弁をすつと読みながら理解するのと同じようなことがあります。」しかし、当時あなたの發言の中には、こういふところもあります。まあ一口に申し上げますと、田邊といふ衆議院の委員の方から、二十億といふものを、二十億じゃもちろん足りないから、五十億でも、百億でも福田農林大臣は出しても、こういふことあります。まあ一口に申し上げますと、田邊といふ衆議院の委員の方から、二十億といふものを、二十億じゃもちろん足りないから、五十億でも、百億でも福田農林大臣は出しても、こういふことあります。まあ一口に申し上げますと、田邊といふ衆議院の委員の方から、二十億といふものを、二十億じゃもちろん足りないから、五十億でも、百億でも福田農林大臣は出しても、こういふことあります。

すが、これは、さような事態が予想される前に、これは市況の大きな変動であります。そういうことが「予想される前に必ず作つておかなければならぬ、かように考えております。」と重ねて政府の所信を明らかにしておるわけです。したがつて、私は、従来蚕糸事業団に出した出資、あるいはその他の肩がわりして事足れりというわけにはまらないと思います。昨年の九月に、臨時行政調査会が、何とこの蚕糸事業団に対する意見を出してあるかといふことから申しましても、この最も重要な農産物の一つである養蚕に対して、政府が積極的にこれに取り組まないという従来の経過からいって、それは廃止するのが適当であるといふ勧告が出ておる。その中で、従来の十億をただ看板を変えたものにそれを譲渡して、新たに民間から五億・五億を出すとするということで翻案することには、まいらぬほどのびしい政府の責任が私は感じられなければならないと思う。農林大臣と相談をされて善処をされることは、その内容としてはわかりますけれども、この機会に三十三年、三十四年のこの国会の審議の経過を踏まえて、農林大臣ももつと積極的にこれに対し立ち向かい、大臣もそれを受けて立つ。予算編成は、きょうからいろいろ政府の内部で検討される。その際に、これを、国会の意見といふものを尊重して、やはり取り上げていくといふことが、もつと具体的に、明確に、明らかにされなければ、私は、この際発足する日本蚕糸事業団、あるいはこの特別会計の操作等からいって、国民の期待に反すると思う。ですからこの点は私は、大蔵大臣に、農林大臣からいって、国民の期待に反すると思う。それで、その点は大蔵大臣から明確に答弁をいただきたい。

○國務大臣(福田赳天君) 農林大臣とよく相談を

いたしまして、善処をいたしました。よく相談をいたしました。これでよろしくおきますか。○森中守義君 先ほどあなたの言われた、いま大蔵大臣とくと相談するというのでござりますが。○國務大臣(福田赳天君) これは衆議院のほうでも委員会で決議があるのです。すみやかに政府は出資を、増額をせいで、こういうような御趣旨です。そういうようなことをありまするし——しかし、内容は先ほど申し上げましたように、新しいものをよく詳細には承知しておらぬ問題でもありますので、よく農林大臣と相談をいたしまして、皆さんの御発言のあれはよく私わかりましたから、相談をすることにいたします。これでよろしくおきます。○委員長(仲原善一君) それでは、大蔵大臣に対する質問はこれでよろしくございますか。——ありがとうございました。

○森中守義君 農林大臣、お聞きのとおりですが、さつそくひとつ、予算の折衝、お始めになりますか。

○國務大臣(坂田英一君) いま大蔵大臣の言ふところでは、当然、今は十億は出るものだ、そういう認識、前提に立つて五億・五億出そう、こういうことに私は聞いておる。したがつて、本来ならばここに参考人なり何なりで、そういう関係の向きの人に来てもらつて、いろいろ意見を聞けば、もつとその辺のことははつきりすると思うのです。ですから、あなたが言われたように二十億三千万の金がすでに用意されつゝあるのだから、それに十億を加える必要がないじゃないかということは、これは適当じゃない。約束されているところ、十億というものが出来れば、それが事業の運行もよくなるでありますし、借入金も少なく済むだろう。したがつて、関係の団体等においては、十億といふものは当然、これを機会に出るもののである、政府は出資すべきもので、してくれたようだ。今まで出されている事業団の十億と、それから保管会社の三千万をただ振り向けるであろうといふ認識のもとに五億・五億を出そろ、こうしたことなんぞ、先ほど渡辺委員から言わわれたように、いままで出されている事業団の十億については体面を見てこの事業団がその運営上支障を来たすような事態になる前に、十億は当然増資をすると言うのですよ。いまの農林大臣は新しくこの日本蚕糸事業団をつくるにあたつて、大臣ひとつ、これは局長のまあ話は話として、聞いて下さい。これはとにかく大臣の立場で、これでいい次元で判断をしなければならない、これは

の今まで済まぬといふような、こういう御意思だと理解していいのか、その辺もう一回最後にはっきりしてください。くどいようですが。○國務大臣(坂田英一君) いま福田さんは何と言つて歸つたのですか。農林大臣とくと相談するというのでござります。それで、主管大臣である農林大臣があくまでも国民に公約したこの十億は、この新しい日本蚕糸事業団設立との機会に、これは公約を果たす責任があるので、どういう姿勢で、ただいまからの予算編成その他に農林大臣としてはこれは立ち向かう姿勢が明らかにならなければ、私はこの二法案の審議はこれ以上進むもう方向がこれでと見えると思ひます。基本的にこの十億は、そのときに農林大臣は一体どういう腹で大蔵大臣と折衝されるのかを森中委員は聞いているのですから、その主管大臣から、かねての公約の十億にどう立ち向かうかと、そういうことを明らかにしてほしい。○國務大臣(坂田英一君) いま皆さんの御意見をよく拝聴いたしておつて、また、従来ともこの問題はせひととこはなし遂げていかなければならぬ問題でもあり、業界からも非常な要望があつてござりますが、いま大蔵大臣が言われたとおりに、それが活躍できるようにならぬことをついては、主管大臣としては全くその気分で、決心でござりますが、いま大蔵大臣が言われたとおりに、そういう関係でありまするので、私としても十分相談をいたしていきたい、こう考えております。

○渡辺勘吉君 十分考へるということは、四十一年度の予算編成にあたつて、農林原案にはなかつたが、ここでこの委員会の意見を尊重して、新たに從來の肩がわりの十億三千万以外に十億をさらにお出しを追加をして、この日本蚕糸事業団の対外的な信用というものを確立するということで、新たに予算を要求し、大蔵大臣とその成立を促進する立場に立つ、こういうふうに理解していくですか。

○國務大臣(坂田英一君) この問題を熱心に考えておりますから、十分検討して、そういう方向に進みたいと思うのでござります。

○森中守義君 あまり苦々しいことを何回も言つたありませんがね、先ほどもちょっとと申し上げたように、福田発言以来すでに六、七年たつておるのでね。その間に蚕糸業界というのはかなり大きな波動が絶え間がないのですよ。だから今回こういう機会でなければこういう問題が問題にならぬということではなしに、もつと早く私は実は處理さるべきではなかつたが、そういうことも考へる。農林省の役人がかわる、閣僚がかわる、かわつたたびごとにこういう重要な問題が新しい議論として巻き起こるといふことそれ自体が、私が言わせるならば農林省の怠慢じゃないか、そらいうようにも考える。しかも先ほど局長の答弁によれば、福田発言以来、表向きにこの十億について予算要求をやつたという、そういう話が一向出ないのですね。この点はどうなんですか、一体、大臣が委員会で、国会で約束をした、当然その年の予算編成の際等に、主要な政治問題としてこういうことは解決の方向にいくべきぢやないのですか。だから、私は、非常にくどいようですがれどもね、先ほど一度伺いながらどちらもはつきりしなかつたのであらためて聞きますけれども、福田発言以来、具体的な予算要求を出したかどうか、大蔵省がどういう返事をしたのか、その点ひとつ、もつと詳しく説明してくれませんか。

いるかつての農林大臣の公約を、あ際十億をせめても増資をするということで、政府のやつぱり責任の一端を果すということは当然過ぎるほど当然ではないですか。だから、福田大蔵大臣はある程度の答弁で退席をされましたが、主管大臣は、あの程度の福田大蔵大臣の答弁に対してもより強い姿勢でかねての公約を果たすということをこの際公約してもらいたい。できるできないかは、これは相手との相談でしようから、そこまで私は推測は申し上げませんが、少なくとも主管大臣は、この問題をこれだけ両院で審議された結果を踏まえて積極的に、この蚕糸事業団に対する従来の十億三千万円の横すべりの見せかけの政府の出資の金に、新たにかねての公約の十億をこの際絶対にかちとる決意である、関係議員も大いに協力してくれぐらいのことここに際明らかにして差しつかえないんじゃないですか。どうですか、坂田大臣。

れは言うまでもないでござります。これらの問題もだんだんとこれは考えていかなければならぬ、そういう点について渡辺委員のおっしゃるとおり私も強く存じております。ただ、人によっては、口では強く申しますのと、心に強く期しておるのと種類はあるうと思いますが、そういう意味でおございまするから、決して私は弱い考え方を持つておるのではないということを十分ひとつお考ふを願つて御協賛を願いたいと思うのです。

○森中守義君　たいへんどうも強い種類の大臣答弁だからそのとおりされると思いますが、先ほど具体的な内容として今明日か開始される予算交渉の中で話に出しますかどうですか。ただ、もう強い種類の演説ばかりされたのじゃ話になりませんからね。もうちょっとこう中身のある話じゃないと。

○國務大臣(坂田英一君)　先ほどからも、気持ちのやわらかく申しておるとおり相談はいたしました。必ずいたします。

○森中守義君　それではいまの十億の点はその強い種類の態度でお願いいたします。また、なおこの点につきましては、まあ法案はきょう何とかかってはつきましょ、うけれども、これから先もこの委員会あるわけですから、経過いかんについては何回となくこの種議論が、大臣にお尋ねすることになりますよ。私もあんぐらなことを何回となく同じことを繰り返すことは好きじゃありませんので、まあひとつ今回限りで、よかつたという結論が出来るよう、特にこれは要望いたしまして、次の質問に入ります。

先ほど農林大臣の御説明の中にちょっと出てきました中共の米の輸入の問題ですが、これは出された資料なり、あるいは今まで農水の審議の経過等からいたしまして、かなり国内の混乱を招いておることは否定できないと思うのです。それでああこれがどういうような措置によって国内の市場を安定化していくことができるのか、その辺のことを少しく聞かしてください。

○政府委員(丸山文雄君) 中共の糸の輸入の問題かと思ひますが、先ほどお配りいたしました表にありますように、中共生糸が本年の四月ごろから少しずつ輸入されておるわけでござります。これと日本の国内市場との関係でございますが、昨日も御答弁申し上げたと思いますけれども、現在中止から入ってまいります生糸は、ます品質において、日本のいわゆる生糸生産額の大部を占めております格とは相當に違るものでございます。まあ具体的に申しますと、日本の検査の規格といいましたまでは、まあ織維の品質に応じましてA、B、C、D、Eまで格づけをいたしておりますけれども、中共から入ってきますのはいわば、国内的には格外品になるわけでございます。したがいまして、これも資料にお配りしておりますように、用途といたしましても、着物の裏地であるとか、あるいは帶であるとか、そういう用途に使われてゐるまあ俗なことはございますが着物の表に、わかるような部分には使われていないという現状でございます。したがいまして、輸入される場合における格が違うと一つと、それからもう一つは、これも昨日申し上げましたけれども、生糸に対しまして一五%の関税がかかつております。それから、輸入されますとまあ商社の手数料もいるわけでございます。そういうことをいろいろ計算してみると、まあ大体日本の糸価が、本年の経験で申しますと、五千円をこえたところで、その格差に関係なしに入ってくるという現状になつております。したがいまして、いまのところ中共生糸が、いわゆるヨーロッパについておりますよな、実質的に日本生糸とそれを違う面がありますけれども、大ざっぱに言いますと、品質その他大体似ておるといふいものは現在は入つてまいりません。まあそういうことで、さしかなりこれによって国内の養蚕業が破壊されるということは、現状においてはまあ考えられませんけれども、今後におきましてやはり国内生糸価格がひどく上がるということになりますると、先ほど申しましたような条件を克服して入つてくる

ことになるわけでございます。そういう場合もいろいろ予想いたしまして、今後輸入問題についていろいろ考へ方で臨むかといふことは、まあ非常な重要な問題になるわけでござりますけれども、さしあたりのところ、直ちにこういう方法といふのは、御存じのとおり關稅を上げるという問題でもそぞう簡単にはできませんし、輸入割り当てといふ問題でも、いわば世界經濟がいわゆるケネディ・ラウンドといふのを通じまして物質の交流を行なおるという時期でございますから、そういう方法は非常にむずかしからうと思います。まあ、一つの考え方をられる方法をいたしましては、今後この事業団等が発足いたしました場合に、これは場合によれば法律改正等の問題も生じようかと思ひますけれども、この機能を活用する法がなかなかといたる点などを中心にいたしまして今後検討を続けてまいりたいと、こういふふうに考えております。

○森中守義君 中共それから韓国、このアジア関係の糸の輸出というものが国内及びヨーロッパ等において相当日本に脅威を与えてゐることは、これがもうこの前からお話をあつてるとおりです。そこで、具体的な措置といふことにいま話が及んで、明確に局長からの答弁はございません。そこらの会合がアジア会議といふことは、積極的なやり方、この二つがとりあえず考えられてゐるわけでございます。とにかく、この二つがどちらかといふと、最近いろいろな会合がアシア会議といふことで、一つ考えられることは、積極的なやり方と消極的なやり方、この二つがとりあえず考えられてゐるのではないか、こう思う。それで、積極的な方法は何かということになりますと、最近いろいろな会合がアシア会議といふことで行なはれておりますね。たとえば放送会議、その他幾つの種類が持ち回りのようなことでアシア・ブロックを一つの團として行なわれております。したがつて、政府提唱によるこの会議の開催といふものが困難であるとするなれば、民間ベース等においてでも、とりあえず今回の事業団等によつておけつこうだと思うのですが、まあどうかといふ御意見をいま拝聴いたしたわけであります。私もこれらについては十分ひとつ、ただいまの御意見を十分お聞かせを願いましてあります。アシアにおける蚕糸業会議あるいは織維会議、まあ名前はどうでもいいでござますが、それならお聞きいたしましたが、これから先當分見

養蚕技術の内容をお互いに交換し合うとか、あるいは輸出問題を議論し合つとか、そういうことで進んで、アシアを一つの團として会合等の招集は考えられませんか。それからいま一つ消極的な方法は、確かに局長がお話をになりましたように、農業基本法の第十三條にいう關稅規制、こういうものが規制条項としてあります。これはもう、うたつておるのは、国内における農產物を輸入の農產物のためによって混亂を生じる場合には關稅規制等を行なう、こういう條項がありますから、これは私は局長が言わるようによく非常に困難だと、そもそも言い切れないと思うのですよ。これこそ政府は、外國からの生糸の輸入によって国内のこの種關係が大混乱、こういう状態になつたならば当然この条項の發動といふことは考えられていい、どう思ひう。とりあえずいま積極・消極二面のことが考えられるんですが、まあ私どもがいろいろ聞き及んでる範囲からいきますと、現在の日本の織糸の生産の量と中国、韓国の量とは、量的には問題にならない。しかしながら、これから先の状態を一應推定する場合に、かなりピッチを上げてこれをめぐらしくなるべきなれば、局長からお話をあつて、この際私は、わが國としても一つの政策として明確にしておく必要があるんじやないか、こう思ひ。この点、大臣どうでしょ。

○國務大臣(坂田英一君) ただいま森中委員のお話を聞くに、関税の問題その他のについては局長からお話ししたとおりであります。が、後ほどの、いわゆるアシア全体の何か会合をして、そして技術協定なりいろいろの点についての会合と、そういうふうなことでひととつ全体会力していくというふうなことでひととつ全体会力していくということは、どうかといふ御意見をいま拝聴いたしたわけであります。私もこれらについては十分ひとつ、ただいまの御意見を十分お聞かせを願いましてあります。阿佐ヶ谷の通産省の織錦局とか、あるいは貿易局とか、こいつのところにも大いに關係があらうと思うのですが、一体農林省の場合には、織糸の輸出についではそういう総合的な連絡調整あるいは検討、ことなどについてあらわれますか、これから先當分見

○政府委員(丸山文雄君) そういう検討はいたしましたが、あります。その差を埋めることも研究しておるわ

けでございますが、その点ひとつこの機会に明らか

ことですか。

○森中守義君 検討した結果どうなんですか。これでいいということですか。

ではございませんので、昨日もお答えいたしましたが、たとえば生糸につきまして、織物につきましても原料である生糸が安くなければおのずから製品が安くなる関係で、これは輸出の可能性が出てくるわけでございます。そういう観点からこの国内糸価と海外で需要する価格との差、これはまあその中にはそれぞれいわば取引もございましょうけれども、いずれにいたしましても価格の差が大き過ぎるといふこと、また高いなら高いなりに安定してない、高いと思つたら急に下がつた、下がつたと思ったらまた上がつたという、安定してないということ、絶対価格が高いといふことが、やはり一つの大きなネックになつておるということをございますが、そこで、国内の価格とそれから輸出価格といふものにおのづからそこに差が出来るような方法を講じますれば、それに安定させる差があり、かつ安定させるという両方の措置ができますれば、まあ從来の経験からいたしましても輸出は伸びるといふことがいえるわけでございます。そこで、この安定につきましては、御審議願つておりますが、そこで、この法案ができますれば、これがフルに活動できる条件になりますれば、安定の問題は解決がつくわけでございますが、今度は絶対価格の問題について輸出は全体の一割にすぎなくて、内需が九割、というふうに理解したらいいんです。いま農林省がおやりになっているのは、なるほどいま価格の高さで高く売れるのに何を無理して外国に売る必要はない。これはあるいはそれぞれの会社、企業の経営からしますと、そういうことがいえるのかもわかりません。そういう意味で国内価格が高いためにドライブがかからないという現状でこ

ります。その差を埋めることも研究しておるわ

けでございますけれども、何んにもこれは輸出

数量が多ければ多いほど差額を埋める金額と

ではございませんが、なかなか根本的に一挙に

こういうこれだけの金を集め、これでもつていれば輸出補給金と申しますか、そういうものを出しつきましては何と申しましても、生糸の輸出の面につきまして生糸の価格が問題になるわけでござります。そういう観点からこの国内糸価と海外で需要する価格との差、これはまあその中にはそれぞれいわば取引もございましょうけれども、い

うことでござります。そこでもついて、それで申しますと一種の輸出報償金と申しますか、そういうことを誘因といたします。それぞれのメーカーが輸出ができるように、そういう方法について目下相

当関係業界の意見も煮詰まつてしまりましたので、それと局の立場といたしましても検討を依頼

され、かつ検討をしなければならない問題でござりますので、来年早々あたりにでもさしあたりの具体案を提示いたしまして、それで効果のほどは

これはやつてみなければわからんけれども、

一種の報償金制度のことと申しますが、スター

トしてみようかということについての腹案を目下練つておるわけでございます。

○森中守義君 いまのその内需及び輸出の比率と

いうのは、たしか九対一、そういう状態でしたね。

それで、今まで私どもが理解してまいりました

のは、織糸といふのはこれはもう輸出産業である、

こういふ理解をいたしました。

ところが、近年は輸出産業じゃなくて、むしろこ

れはもう国内の産業だと、しかも、実際問題とし

て輸出は全体の一割にすぎなくて、内需が九割、

こういふふうに理解していいですね。私は一体ど

す。

○森中守義君 そうしますと、これはまあ次の機

会でもけつこうですが、農政審議会にはかられた

内容、そうしてその与えられた答え、つまり重要農産物の一つとしての織糸が将来どうい位置づけに日本の農産物の中で歩いているとするのか、

まあその辺のことをですね、いま少し具体的に私

うその目的に沿うことができますか。責任ある措置がとれますか。その点ひとつこの機会に明らかにしてもらいたいと思う。

○政府委員(丸山文雄君) 御指摘のとおり、事業団がただだけですべて輸出が順調にいくとは思つておりません。事業団の機能といたしましては、ただいま触れましたように、価格を一定の水準にできるだけ安定させようと、その機能を持っております。それと合わせまして、やはり輸出につきましては、どうしても、たとえば

中央の場合、いろいろ国の経済流通のあり方も違いますし、まあそういうものと相当競争しなければならない。そこで、どうしてもやはりその価格の問題が出てまいります。まあそういう問題につきましての方法といたしましては、いま触れま

し、それが輸出につきましては、どうしても、たとえば

は、ただいま触れましたように、価格を一定の水準にできるだけ安定させようと、その機能を持つております。それと合わせまして、やはり輸出につきましては、どうしても、たとえば

中央の場合、いろいろ国の経済流通のあり方も違いますし、まあそういうものと相当競争しなければならない。そこで、どうしてもやはりその価格

差の問題が出てまいります。まあそういう問題につきましての方法といたしましては、いま触れま

し、それが輸出につきましては、どうしても、たとえば

は、ただいま触れましたように、価格を一定の水準にできるだけ安定させようと、その機能を持つております。それと合わせまして、やはり輸出につきましては、どうしても、たとえば

中央の場合、いろいろ国の経済流通のあり方も違いますし、まあそういうものと相当競争しなけれ

ばならない。そこで、どうしてもやはりその価格

差の問題が出てまいります。まあそういう問題につきましての方法といたしましては、いま触れま

し、それが輸出につきましては、どうしても、たとえば

は、ただいま触れましたように、価格を一定の水準にできるだけ安定させようと、その機能を持つております。それと合わせまして、やはり輸出につきましては、どうでも、たとえば

は出してもらいたい、そう思います。これは資料の要求です。

○国務大臣(坂田英一君) この件は先ほど申し上げましたと申しますが、まあたとえば、これは皆様御存じのとおりございますが、需給見通し、そういう

申し上げますと、まあたとえば、これは皆様御存じのとおりございますが、需給見通し、そういう

どうするか、そういうものを全体的にひとつまとめていただけで、財政政策はこうである。しかも、そういうことができるならば、先ほど来私が幾つか指摘いたしましたように、繭価審議会もございましょう、あるいは輸出会議もあります。農政審議会等もあります。そういう現存する各機関にも十二分に相談をされ、再びこの種関連産業に混乱が発生をしたり、あるいはまた波動がこないよう長期計画といらものをできるだけ早い機会に策定をしていただきたい。

それと、最後に申し上げますが、やはり今までのいきさつ等から考えますと、重要農産物の一つであると大臣は言われるけれども、経過から考えると、必ずしも私はそうであったとは思いません。それは戦後においても二転三転政策は変わってきたおりましたね。桑園を補助金を出して撤去させてみたり、あるいは奨励してみたり、大体どちらをどうとったほうがいいのかという、こういう混迷状態というものがかなり私は末端の養蚕農家にはあるんじやないか、こういうようにも思いました。したがって、そのような養蚕農家の生産の保障あるいは業界のいま少し近代化への親心、輸出に対するもつと抜本的な対策、そういう総合的なものを一つつくってみませんか。それによつて初めて大臣の言われる重要な農産物の一つである、そういうことが私は初めて言い得るんじゃないかなと思う。現在まだ残念ながら、ああそうですかと言つたわけにはまいりませんよ。

そのことと、先ほど来何回も繰り返しました例の十億の問題は、きょう、あしたから開始される大蔵省との折衝の中で必ず実現をするように、農林大臣の特段の御検討を切にひとつお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。一言何か言つておいてください。(笑聲)

○國務大臣(坂田英一君) 森さん御意見やら、いろいろ包含しての申し出につきましては、私どもも十分その線に沿うように努力はいたしました。ただ、一言申し上げたいのは、この蚕糸に関しては、非常に変転いたしておりま

す。非常に盛んな時分から見ると、全くそれと比べて、御存じのとおり、輸出は別としても、内需は全く強調でござることは先ほどお話しのとおり。しかし、申し上げますとおり、私どもは、やはり内需だけでなしに輸出という問題は強くあります。したがって、御存じのとおり、輸出は別としても、内需は全く強調でござることは先ほどお話しのとおり。しかしながら、ここまで小さくなつてしまつたときには、今度は、かえつて値が強くなつてきて、御存じのとおり、輸出は別としても、内需は全く強調でござることは先ほどお話しのとおり。しかしながら、今まで小さくなつてしまつたが、これは一つの例でございますが、ほんとうに養蚕はやはり日本としては、また山村振興といふ点からいえばなおさらのこと、これは私は重要農産物であると、こう考えておりますので、いま森中委員のおっしゃつた点については十分そく森中委員と同じく頭の中にありますので、そういう点について十分注意を、いわゆる検討を加えていきたいと思います。

ただ、その養蚕の技術的な進歩、いわゆるその省力的な進歩はかなり進んでおることは、これも御存じのとおりでございます。私は、これは一つの例でございますが、元農業試験場長をやつておりました白石という博士がおりますが、あの人があのくにへ帰りましたところが、山ですから耕地がないのでありますね。ところが、何とかしなければいかぬというので、真剣に考えました結果、その付近に広い土地が遊んでいるというのですね。そこで、よう考へると、なんですね、バスを利用してやればこれ

はいい。道も相当できており、そういうことで安いバスを、六十人乗りのバスを買って初めてやつたわけですが、二十分行くとその現場へ出るのです。そこで、その二十三戸の農家と一緒に子供も家族もみんな連れて、そのバスを利用するわけです。そこで桑園を集団的につくつて、省力的な經營をやつしていく。いままでそんなところへ行こうとしても、バスがないために、自動車も道もなつたために利用できぬから、せつかくいいところがあつても何にもならないが、なるほど非常にいいところがあつて、それをやつたところが、まことにぐあいがよくて、そしてそのときは子供も妻もみんな一緒に連れていくつて、まあ遠足みたいなものですね。(笑聲) それで非常にその家庭全体が和気あいあいとして、共同の桑園ができるのです。そこでは、いま一年たつておるのであります。そうしたら、おまえさん組合長になれといつて、その農学博士

がいまそこの組合長をやつております。で、この前報に来てましてね。山村深居といったて、考え方によつて幾らでもいい点があると、えらいばかりましたときには、今度は、かえつて値が強くなつてきて、御存じのとおり、輸出は別としても、内需は全く強調でござることは先ほどお話しのとおり。しかしながら、今まで小さくなつてしまつたが、これは一つの例でございますが、ほんとうに養蚕はやはり日本としては、また山村振興といふ点からいえばなおさらのこと、これは私は重要農産物であると、こう考えておりますので、いま森中委員のおっしゃつた点については十分そく森中委員と同じく頭の中にありますので、そういう点について十分注意を、いわゆる検討を加えていきたいと、えらい蛇足でござりますが、申し上げておく次第でございます。

○委員長(仲原善一君) これをもつて暫時休憩いたします。午後一時に再開いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時十九分開会

○委員長(仲原善一君) ただいまから委員会を開いたします。

繭系価格安定法の一部を改正する法律案、日本蚕糸事業團法案を一括して議題とし、休憩前に引き続き本案についての質疑を行なうことになります。

質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○中村波男君 きのうから蚕糸事業團法等の提案說明並びに質疑討論を承つておりますが、つき続き本案についての質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○中村波男君 きのうから蚕糸事業團法等の提案說明並びに質疑討論を承つておりますが、つき続き本案についての質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○中村波男君 きのうから蚕糸事業團法等の提案說明並びに質疑討論を承つておりますが、つき続き本案についての質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○中村波男君 きのうから蚕糸事業團法等の提案說明並びに質疑討論を承つておりますが、つき続き本案についての質疑を行なうことにいたします。

が、従来の繭系価格安定法がまことに中途はんぱで、繭系価格の適正な水準を維持するに足る内容でなかつたのではないか。その結果として今回の措置がとられたのではないのかと私は考えるのですが、これまで、ただいまから率直にお尋ねをいたしましたが、従来、繭系価格安定法のものとに、事業団体として日本蚕糸事業團と日本輸出生糸保管株式会社が、繭と糸との価格の適正な水準における安定をはかる目的で運営されてきましたが、率直な言い方をいたしますれば失敗をしたのである。したがつて、今回繭と糸とを合併して事業団を発足させ、所期の目的を達成したいというのが、さつきも申し上げましたように、政府の提案の趣旨ではなかなか思うのであります。しかし、何度法案を読んでみましても、根拠法でありますところの繭系価格安定法に手をつけずに、また、政府は予算的な裏づけも行なわずに、ただ二つを一つにするだけで、政府のねらっている安定期といふものができるかどうか、どうしても私は納得がいかないのであります。したがつて、具体的なひとつ説明を求めるのであります。そのためには、今日の事態を引きこしましたところの制度上及び運営上の欠陥と盲点があつたと思うのですが、それを具体的にひとつあげていただき、その盲点と運営上の欠陥を、今回の措置によつてかくかくこのように補足できるのだと、ひとつわれわれのわかるように御説明をまず求めたいと思うのであります。

○政府委員(丸山文雄君) 現在の制度上の欠陥と繭の増強のために、繭系価格の適正な水準における安定が必要であるということから、繭系価格安定法を制定いたしました。さらに三十四年四月に、日本蚕糸事業團を発足させたはずであります。皮肉なことは、繭系安定法ができた翌年から、糸価が上昇し始めて、三十七年、三十八年に大変動が起き、これが大きな原因となつて輸出が不振に落ち込んだことは、政府みずからもお認めになつてゐると思うのであります。政府は、今回蚕糸事業團法をお出しになつたのであります

に農林大臣がこれをきめまして、あとこの四千五百円前後、五%ないしは一〇%上下それそれ異なりますし、また、具体的にはなお若干の移動がありますかと思ひますけれども、たとえば、かりに事業團の買入れる生糸価格を四千五百円から五%引きということにいたしますと、四千二百七十五円という価格に相なるわけでございます。それから今度は、そういう価格で買った生糸を、値上がりのときに事業團が放出する売り渡し価格といふものは、大体四千五百円から五%ないし一〇%ぐらいの範囲で考えますと、五千円前後のところといたがいまして、四千五百円以下で買取り、五千円前後のところで売り渡しをするという操作を行ないますれば、おおむね大体まあ四千五百円と五千円の間くらいのところに、これは一錢一厘違わないということになりますけれども、大体このあたりの糸価水準といふものが維持できるのじやないだらうか、というような考え方方に立つておるわけでございます。それと同時に、繭 자체の値段もきめまして、これは大体適正繭価といたしましては、ただいま申し上げました生糸の適正水準四千五百円に見合程度の繭の価格五百七十円前後、一キログラムの繭にいたしますと五百七十円前後といふものを基準価といふことできめまして、それで、この価格で製糸家が買わないとおきましては、養蚕農協等の申し入れに応じて事業團が受託をし販売の委託を受けるといふシステムによりまして、下と上を、その下も極端に下がらずとも極端に上がらないといふ操作を行なおうといふ考え方に立つておるわけでございます。

○中村波男君 考え方なりその他の態度はよくわかりましたが、そこで、その中間安定帯をつくるということはわからました、しかば具体的にそれが可能であるかどうかということになると、しろうとの私にはさっぱりわからなくなるのであります。と申しますのは、問題は、高くなつたときに出でます。と申しますことは、糸価がおそらくわかるべきでございます。これは一年も二年もそうやって月でござります。これは一年も二年もそうやってきますと、いつまでたってもこれは切りがつきませんので、六カ月間はそういう買い戻しに応じるには買い物を出すことによってまた若干下がるといふのが第一次の段階、それからあと六カ月につきましては、その後糸価等がなお売り戻しをいたしましても、問題は繭を持つておらなければ絶にいたるものになるのではないかと思うのであります。具体的に、しかば繭を持つ条件といいますか時期といいますか、そういう事態といふものがないとは申しませんけれども、事業團を発足せしめたならばなるべく早く操作用の繭を保有するということが考えられなければ、従来の繭糸事業團の二の舞いになるのではないかというふうに思うわけではありません。そこで、読みでまいりますと、六カ月は買戻しの請求に応じるという契約をしなければならない。このことは売り渡したものを守るという立場で、こういう条項が入れられたと思うのですが、そなたすると、少なくとも六カ月以上一年程度、繭が最低価格以下になつたときに初めて事業團が繭を保有することができ、事實上操作用として運用ができるという結果になると周うのであります。このことについて、どういうお考えがあるのか、そういうことをまずお伺いいたしたいと思うわけであります。

○政府委員(丸山文雄君) ただいま例示されました六カ月云々の問題にからんで御答弁申し上げますと、つまり製糸家が四千五百円を価格が下回りますと、そういうときには、事業團は四千二百七十五円で糸を買うということになりますが、事業團がそういう売りの申し込みに応じて買うことによりまして市場の流通量をある程度チェックするわけでございます。そなたと申しますが、事業團が一千五百円以上に上がつてくるだらうといふことが一つの前提としてござります。上がってきましたときに、一べん売り込んだ製糸家が、それではまたお尋ねをするわけであります。

さらに、次の問題といたしましては、そういう場合に、もちろん予定の買入数量といふものをおきめになるはずであります。お聞きするところによりますと、一事業年度、全出回り数量の乾糸については百万貫、糸につきましては三万俵、こういうことをお聞きしておるのであります。これがだけあれば安全弁の役割りが果たせるのだと、いう理論的な、客観的な、また、過去の経験等から割り出された根拠があろうと思ひますが、それと一応、それをそれじや示していただきたいといふことです。

それから、それだけ一べんに買うといつましでは御指摘のとおり、買入数量が百万貫といふ計画をいたしております。この数字につきましては、いろいろ過去の、たとえば三十年ごろから現在までに至りますいろいろな価格変動の状況を考えまして、極端に上がった年、たとえば御指摘の三十八年度のことと、いわゆる通常変動と思われる時期にどの程度の年々に数量があればかりに防げたかといふことを――これは逆算でございますけれども、そういう一つの計算方法をとりまして、そういう中からおおむね三万俵程度という結論が出ておるわけを――これが逆算でございますけれども、そういう割合でございますとか、そういう場合を除きますと、たとえば三十年ごろから現在までに至りますいろいろな価格変動の状況を考えまして、極端に上がった年、たとえば御指摘の三十八年度のことと、いわゆる通常変動と思われる時期にどの程度の年々に数量があればかりに防げたかといふことを――これが逆算でございますけれども、そういう割合でございますとか、あるいは常識的ともいえますかと思ひますけれども、そういういろいろな方程式を立てますか、あるいは常識的ともいえますかと思ひますけれども、そういういろいろな角度からの検討をかみ合わせまして、それで大体一割もあればいいだらう、結論的にはそういうこ

承知のように毎年平均六多く以上上回っている。上がっている。ことしなんかは一割上がるのではないかといふことがいわれてゐるわけあります。が、したがつて、そういう計算の出し方でありますから、三十八年より三十九年のほうが五百二十一円に下がつてきただ。こういう結果が出ているのであります。

さらに、御質問を申し上げたいと思ひますのは、繭価格をきめますときに、いわゆる生産費所得補償方式を基礎にしてきめる考え方がないのかといふことであります。参考までに、蚕糸局から資料をいたいたのであります。生産費計算の表をいたいたのでありますが、生産費計算の表をいたいたのであります。これを都市の労働者の賃金におきかえますと、これは昭和三十八年であります。但し、三百二十一円、三十九年が六百二十円と、わずか四円しか上がつておらないのであります。これはどういうことかといふならば、繭のいわゆる数字といふものは、農家の臨時雇いの賃金を基礎にしてはじき出しておりますから、それで安いといふ結果になつてゐるところです。ここでちょっと注意してみたのであります。三十八年より三十九年が十五円安いから、それがなぜなされたといふうにみるのかどうかといふことあります。まだ内容を具体的に私は検討しておりませんので、ここで何ともいえませんけれども、とにかく生産費の合理化が多少でもなされたといふうにみるのから、それがなぜなされたといふうにみるのかどうかといふことあります。まだ内容を具体的に私は検討しておりませんので、ここで何ともいえませんけれども、とにかく生産費の所得補償方式によるいわゆる主要農産物については、この方式をとつて、そしてさらに価格の支持制を確立することが農家経済、農民の生活を守る上に一番重要なことではないかといふうに考へるのであります。

そこで、お尋ねいたしたいのは、繭糸安定法と事業團法の関連、さらに、繭価の基準価格などをどのようにみており、どのように考へておられるかといふことを最初にお尋ねをいたしまして、さらに質問を続けたいと思うわけであります。

○政府委員(丸山文雄君) 繭糸価格安定法と事業團法の関係のほうから申し上げますと、繭糸価格安定法のほうは、しばしば御説明申し上げました。が、繭の生産費、生糸の生産費、そういうものを参考して安定帶価格の上限をきめるということになりますが、たとえば生糸の問題で申し上げますと、事業團が買った生糸のうち、たとえば三万俵を買ったうち、二万俵は安定法に基づく特別会計法で買入れるといふ相互関係に立つわけでござります。の、たとえば生糸の問題で申し上げますと、事業團が買つた生糸のうち、たとえば三万俵を買ったうち、二万俵は安定法に基づく特別会計法で買入れるといふ相互関係に立つわけでござります。

そこで、事業團の場合はおきましては、これもの価格のきめ方が、原則としまして生糸生産費の八五%を下らない。これは現在例外を若干加えておられますけれども、そういう原則になつておりますが、現在繭糸価格安定法におきましては、下限価格のきめ方が、原則としまして生糸生産費の八五%を下らない。これは現在例外を若干加えておられますけれども、そういう原則になつておりますが、現在繭糸価格安定法におきましては、下限価格のきめ方が、原則としまして生糸生産費の八五%を下らない。これは現在例外を若干加えておられますけれども、そういう原則になつております。そこで、事業團の場合はおきましては、これも先ほど申し上げましたように、その安定法できめられる下限よりも若干上に買い入れ価格をきめいく。また繭の値段につきましても同様になるわけですが、事業團の場合はおきましては、これらはもちろん人民公社が担当して繭の乾燥まで行なつておるわけですが、もちろん人民公社は農業を中心としておりますけれども、副業として相当養蚕を取り入れつつある。もちろん食糧がまだ十分でありますならば、外貨獲得という点からいっておりませんから、食糧の増産に重点が置かれます。また人民公社等の報告等を中心と見ておりましたが、中国の農業の進歩は目ざましいものがあるのですから、やがて食糧事情が完全になりますならば、外貨獲得という点からいっておりませんから、食糧の増産に重点が置かれます。また人民公社等の報告等を中心と見ておりました場合に、相当生産性も高くなっておりますし、養蚕の指導機関がだんだんと整備されつつあることがうかがえますし、学術機關も相当に充実をしておつて有能な指導者が養成されております。それから蚕糸の分布は、陽子江の南が主産地であります。中国におきましてもやはり山のほうへ養蚕を伸ばせといふ、そういう計画が出ておるでありますから、これらを考えますと、将来、中国の養蚕といふのはまだまだ伸びるといふことを予想しなければならないと思うわけであります。

そこで、私が申し上げるまでもなく、中国は社

生糸の生産量を持つておるのであります。生産量も公表をいたしませんから正確につかむことはできませんが、しかしながら、政府の資料を見ますと、昭和三十四年の七万三千トンが三十九年までの推定数字として載せてあるのであります。また、その後、政府の見解では、大きく伸びておられるように伺えるのであります。もちろん私的確な実情を把握しておるわけではありませんけれども、三年前に中国を訪れました感じからいいますと、その後中国から出されておりますいろいろの資料等を勘案いたしまして判断いたしましたが、なかなか品質が悪いのですが、これは長くいつまでも日本の水準についてこないという見方には間違つておるのではないかと思うのであります。現在、確かに日本の製品より品質が悪いのですが、これは長くの午前中ですでにいろいろ質問がされ、政府の態度等も表明をされましたから、私は多くを申し上げませんが、また、考えておかなければならぬのは、韓国も飛躍的に養蚕が伸びておるということです、相当伸びており、将来伸びる可能性があると思いますが、中国の農業の実態からいいますと、アメリカ市場における有力な競合相手であるといふふうに認識をしなければならないと思います。プラジル等々の養蚕業の実態からいりますても、アメリカ市場における有力な競合相手であるといふふうに認識をしなければならないことがあります。ただこれは農林省だけの問題ではないと思ふのであります。したがつて、新しく発足する事業團にすべてを政府はかけておられるわけではありますけれども、この際、ひとつ政府の責任がありますけれども、根本的な解決にならないのではないか、こう考へるのではあります。たとえて言うなら、韓国と日本との沈滞が価格の不安定に帰結させて価格の安定政策のみに期待をかけておりましても、これは私は到底であります。そういう条件の中で、日本の輸出の沈滞が価格の不安定に帰結させて価格の安定政策のみに期待をかけておりましても、これは私は到底であります。

そこで、私が申し上げるまでもなく、中国は社

す。たとえば、南九州でいいますと、宮崎ありますとか、鹿児島でありますとか、そういうかつて養蚕があつて、最近また復活しておるという地域もござりますが、大体は、たとえば関東周辺あるいは岐阜県であるとか、そういう形で主産地形成の方向に進んでおるのが現状でござります。

○宮崎正義君 ある一つの県の、これの実態を申し上げてみたいと思いますが、先ほど大臣からもお話をありましたように、屋内から屋外への養蚕というふうになつておるということは、これは非常に喜ばしい傾向だと思うのです。ところが、屋内から屋外へ移行しようとしても、そのわずかな設備の費用をこと欠いて農村の方々が多数あけるだけの財力といいますか、それがなくて、非常に行き惱んでいるという実態を私は幾つも見ていますが、こういうところにあたなかい手が差し伸べられるという、そういうことが私は山村振興法の精神に基づくものじゃないかと思うのですが、こういう点につきましてどういうふうにお考えになつております。

○國務大臣(坂田英一君) 山村振興法は、御存じのとおりに、昨年の国会ですか通りまして、企画院に山村振興課ですか、名前ちょっと記憶……できませんしておるのとおりですが、これは中心かつ実質的には林野庁が相当幹事的に動いておるわけでありますことは御存じのとおりであります。そういう関係でございまして、山村振興法の關係は、これは一ところでやつてもうまくいかません。これからといふところであると思つたのでございました。林野庁ではなしに農政局が中心でございます。そういうわけでござります。蚕糸の

関係といったしましては、蚕糸局が極力この問題について力を注いでおるのとござります。蚕糸局長からお話をされることはいたします。

○政府委員(丸山文雄君) 御存じのとおり、いろいろ養蚕農家ないしはその団体、集団に対する助成をいたしましてはいろいろございますが、たとえば構造改善地域でござりますれば、構造改善事業の各種補助融資、そういうものが参ります。また、たとえばお話をございました屋内飼育施設等につきましては、農業改良資金の制度でもって融資措置がござりますし、これまで從来とも逐年伸びまいります。また、今後も伸ばしていくつもりでござりますが、そういうことを考えましても、いろいろな制度としては大体網羅しておろうかと眼が短かいとか、そういう一般論はございますが、とにかくそういう制度のもとでとにかく伸びておるのが現状でござります。ただ、やはり考えられるのは、特に経験の比較的浅い地域において新しく始めた場合に、御存じのとおり、これは蚕は動物でございますので、昔から言われておりますいろいろな病氣にかかりやすいというようなことがあらうかと思ひます。その結果、償還金にも不自由するとか、そういう問題が派生的に起り得るということは考えられます。そういうことも考

今後われわれといたしましても、できるだけそういうことについての防除態勢を完備いたしまして、そういう不測の損害を受けないようにすることに、行なうべき対策をとらねばなりません。

○宮崎正義君 いまちょっとお話を出ましたけれども、構造改善事業等で、これは全部が全部じゃございませんと存りますが、一部ではこの事業の計画を立てまして、一年目の費用といふものは予算どおりになるほど出している傾向が非常に見られます。二年目になりますと、この五年なら五年の計画を立てる場合の、二年目になりますと、半減されるようなどころがございふんと予算措置上にあります。

○宮崎正義君 いまちょっとお話を出ましたけれども、構造改善事業等で、これは全部が全部じゃございませんと存りますが、一部ではこの事業の計画を立てまして、一年目の費用といふものは予算どおりになるほど出している傾向が非常に見られます。二年目になりますと、この五年なら五年の計画を立てる場合の、二年目になりますと、半減されるようなどころがございふんと予算措置上にあります。

○宮崎正義君 ついでに、そのペーセンテージ聞かしていただきたいと思います。

○國務大臣(坂田英一君) いま申しましたことは予算要求の点を申し上げておるであります。まだ実行の結果でありますので、その点を御了承願いたいと思います。

○宮崎正義君 山村振興法の面からの点につきまして、これで私打ち切りたいと思いますが、大臣が仰せになりましたように、山村振興の法律をつくった以上は、山村振興をしていくのには、これは先ほど中村委員のおっしゃったように、万古不動の姿勢で发展を期していかれるというお話をございましたが、これをことばを合わせまして将来に大きく期待しておきたいと思います。まだこの点につきましても深くお聞きしたいのでございますが、次に伺いたいと思います。

○國務大臣(坂田英一君) 確かにいま宮崎委員のお話しのとおり、構造改善の問題につきましては非常に重要な大事な問題であつて、われわれもうんと力を入れておるわけとござりますけれども、やはりその地方にきわめて合ひ、即応しておるということであります。提出をいたしました資料の中では、三十五年までしか出ていないよりに見受けられるわけなんですが、少なくとも私の考えるところは、日本の蚕糸事業をどうするかという政府の考え方、立場からいけば、当然三十五年以降の中共の実態ということも、当然政府は掌握されなければならないのじやないかと思うのですが、この構造改善の経過がどうなつておるかといふことを調べております。大体においては目的を達しておるもののが非常に多くござります。やはり

いま申しましたように、その地方に即せず、その時期にも合わずといったよないいろいろな点において、行き違になつておるのも若干ございましてまいりたいと、こう考えておるわけあります。それから先ほどちょっと申し上げました山村振興の助成でございますが、これはいわゆる総合助成でありますので、蚕糸関係が幾らとかそういう計算上でなしに、総合助成方式をとつてやつておられます。しかし、その中の実行の上においては、かなり多いペーセントを占めておるようございま

ます。

○宮崎正義君 いまちょっとお話を出ましたけれども、構造改善事業等で、これは全部が全部じゃございませんと存りますが、一部ではこの事業の計画を立てまして、一年目の費用といふものは予算どおりになるほど出している傾向が非常に見られます。二年目になりますと、この五年なら五年の計画を立てる場合の、二年目になりますと、半減されるようなどころがございふんと予算措置上にあります。

○宮崎正義君 いまちょっとお話を出ましたけれども、構造改善事業等で、これは全部が全部じゃございませんと存りますが、一部ではこの事業の計画を立てまして、一年目の費用といふものは予算どおりになるほど出している傾向が非常に見られます。二年目になりますと、この五年なら五年の計画を立てる場合の、二年目になりますと、半減されるようなどころがございふんと予算措置上にあります。

○宮崎正義君 ついでに、そのペーセンテージ聞かしていただきたいと思います。

○國務大臣(坂田英一君) いま申しましたことは予算要求の点を申し上げておるであります。まだ実行の結果でありますので、その点を御了承願いたいと思います。

○宮崎正義君 山村振興法の面からの点につきまして、これで私打ち切りたいと思いますが、大臣が仰せになりましたように、山村振興の法律をつくった以上は、山村振興をしていくのには、これは先ほど中村委員のおっしゃったように、万古不動の姿勢で发展を期していかれるというお話をございましたが、これをことばを合わせまして将来に大きく期待しておきたいと思います。まだこの点につきましても深くお聞きしたいのでございますが、次に伺いたいと思います。

○國務大臣(坂田英一君) 確かにいま宮崎委員のお話しのとおり、構造改善の問題につきましては非常に重要な大事な問題であつて、われわれもうんと力を入れておるわけとござりますけれども、やはりその地方にきわめて合ひ、即応しておるということであります。提出をいたしました資料の中では、三十五年までしか出ていないよりに見受けられるわけなんですが、少なくとも私の考えるところは、日本の蚕糸事業をどうするかという政府の考え方、立場からいけば、当然三十五年以降の中共の実態ということも、当然政府は掌握されなければならないのじやないかと思うのですが、この構造改善の経過がどうなつておるかといふことを調べております。大体においては目的を達しておるもののが非常に多くござります。やはり

○政府委員(丸山文雄君) 中央の、正式と申しますか、詳しい状況といたしましては、お配りしま

した表に整理してございますように、三十五年以降はつきりはわかつております。これはまさしく御質問のとおり、有力な輸出競争国の中情がわからぬといふのは非常に遺憾でございますけれども、実際問題としてなかなかわかりにくいのでございます。先ほど来、いろいろ、特に中共との関係につきまして今後相談をして進めたらどうかという御意見もあったのでございますが、実はこの蚕糸業界におきましても民間団体ベースでいろいろ問題の検討なり技術交流なり、まあ技術交流と申しましても、実際上は向うからこちらが学ぶべきものがあるなどとわかりませんけれども、とにかくいわゆる技術交流の問題なり、そういうこともからみ合わせて、相互に意見の交流をし合おうという動きはだいぶ前からございますが、いまだにその話し合いの土俵が実現するに至らないという現状でございます。しかしながら、個々の話といいたしましては、先ほど来、中共をごらんになつた委員の方もおられるようございますが、そのほかに、たとえば蚕糸関係でも製糸の指導などが若干向うに出ております。そういう場合の技術指導という形でメーカーが行なつておるような事態もございますので、現段階におきましては、そういう方々の実地見学のお話を聞かしていただきますして、それによって何らかの推定あるいは推測を下すよりしようがないといふ現状でございます。今後もそういう方々の意見を参考にいたしまして、まあ皆目わからないといふ状況からでけるだけ推測でも出していただきたい、目下のところはこの程度を申し上げる以外に方法はないかと考えるわけでございます。

共との面においてもやがては劣っていくようになりますと、中共は日本の実態をよく知つて、むしろこの範囲の品物をこの範囲の値段で入れればいいんじゃないかというようなところで、先ほど中村委員の指摘されたような問題も出てくるのではないか、こういふ点を憂えるわけですが、この点につきましても大臣のお考えをひとつ伺つておきたいと思います。

○國務大臣（坂田英一君） いま中共の養蚕の実態、それから韓国の実態等もありましようが、特に中共のほうとしては、現在の状態では役人が出でていけないので、調査にいけないので、たいへんその点はむづかしいのです。しかし、そうかといって、これはおっしゃるとおりなかなか大事な問題です。から、これはやはり民間においてそれぞれやはりいろいろの点をやつていただきたい。たとえば漁業問題にしても日中漁業協定というのをやつて、この前も協定を結んできたような関係もありまするし、いろいろございまするが、それぞれの方法がございまするので、この漁業の面についてもまた一面をそれぞれ中共のほうに出かけており、現在たとえばお米の問題とか、あるいは硫安とお米との交換といふことはありませんが、硫安の余剰を向こうへ輸出していく、そのわり、米をまた輸入するといったような問題についても、国会議員の方が中に入つたりして、非常にそれを話を進めさせていただいておるようなわけでございます。そういう場合、そういうときには特別の関係でまた出かけ得る、そういう面から出かけるようなわけでございます。こういう養蚕の問題についてもお説のとおりやはりよく実情を把握する必要があるところ考えております。

○宮崎正義君 事業団ができるとして、事業団は今度その点に対してもう一つふうになるのでしょうか。政府機関——やはり同じような見解ですか。

○國務大臣（坂田英一君） その点はよく検討を加

○富崎正義君 それにはぜひ積極的に研究をして実践に移していただきたいと、こう思うわけでござります。そうしませんと、輸出等の問題といふのは将来大きな禍根になつてくると思う。今度の補格安定法をせっかくやつたことが大きな禍根にならることを非常に憂えるわけです。その点をお願いしておきたいと思います。

それから、私に与えられた時間が少ないので、団との両会社、事業団とが解散することになるわけですが、一つのものが解散していくといふことになりますと、いろいろな問題点が残されてくるのじゃないかと思います。こういう点につきまして、万遗漏なく手続が完了されることであるかどうか、一応念を押しておきたいと思うのであります。

○政府委員(丸山文雄君) この移行の問題でござりますが、経過的に申しますと、いろいろ各種法律の条文その他の関係で、安全を見ますと、大体半とし、法律施行の時点から発足するまで半としがかかるという計算の上で、実は先般の臨時国会にも御審議をお願いしたわけでございますけれども、そういう当初の目的からしますと、だいぶ半ともちが切迫しております。そういう意味で、当初安全、完全に大事をとつて移行するというたてまえに、若干の事務的無理はあらうかと思いますけれども、しかし、実態的にはそれほど無理もなく実現可能でありますので、いろいろな面で混乱なく、そらくは当初予定どおり来年の春から条件が整そば運び出せるような態勢には持つていける、こういうふうに考えております。

○政府委員(丸山文雄君) 御質問のとおり、現在の蚕繭事業団と保管会社、これと今度できます事業団との総人員その他の若干違います。それから職員の待遇等にも若干の違いがあるわけございましてけれども、これらのことを勘案いたしまして、できるだけスムーズに新事業団ができるよう、われわれとしては努力をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○西崎正義君 技術面の点も新しく今度はできるようと思われるのですが、こういう点につきましても将来間違いのないような方向でいっていただきたいと思うのであります。さらにこの二十四条の、運営審議会及びその二十五条による委員の件でございまするけれども、この委員の方々が将来大きくなる事業の、早く言えば推進をしていけるようになるわけであります。この委員の構成十五人をどのように編成でなさついくか、その点についてお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(丸山文雄君) 運営審議会の委員は十五人でございます。これは御存じのとおりでございますが、大体おそらくこれは新しくできました機関の責任者が選任するのでござりますけれども、予想される範囲を申し上げてみますと、やはり養蚕関係、それから製糸関係——これは会社で言えば大きな二つの株主になるわけでございます。そういうところが相當人數を占めることになるんではなかろうかということがまず考えられます。それからいわゆる輸出関係の問屋の代表と申しますか、そういうもの、それから国内流通の問題で地方問屋、それから輸出商、それから生糸を原料として絹織物をつくって輸出する、あるいは国内外で使う織物業者、それから学識経験者、こういうところからそれぞれの適当な人数を選定いたしまして十五人にする、こういうことにならうかと考えております。

れてやつていくのですが、この任期が二年でございましたか。——二年でありますね。二年の任期でいいかどうかという、この点について伺つておきたいと思います。

○政府委員(丸山文雄君) まあ任期の問題につきましては、考え方によりますと、まあできるだけ長いほうがいいという考え方もできようかと思いますけれども、再選ということもあるわけでござりますので、大体一般的に二年ということをめでなければ、事実上運営には支障がないのではないかろかと、こういうふうに考えます。

○宮崎正義君 私の質問は以上で終わるといふと思いますが、農業基本法で選挙的拡大の中にこの蚕糸事業の予算等の問題を取り上げられて、今後大きく、農林大臣のおっしゃっているように、発展をするために大きく努力していただきたいことであります。常によくどの地域に行きましても貧しい農民の人たちが私たちの需要をまかなってくれている、その人たちを私は忘れてはならないと思っています。ただ計画だけで終わるのじやなくて、そういう最末端の方々にどのようにあたたかい手が差し伸べられるか、どう今後それを生かしていくかといふことが私は大事なじやないかと思ひます、これは私が申し上げるまでもありませんが、常にそういう方々の立場に立つて法の精神も施策もやつていただきたいということを希望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(仲原善一君) 答弁ありますか。

○宮崎正義君 一言、大臣……。

○國務大臣(坂田英一君) たゞいま御希望をお述べになりました点でござりますが、全くそのとおりに存じております。真剣に取りかかりたいと思ひますので御了承願います。

○武内五郎君 さきのう來同僚各位から、いろいろな方面からの質問がございまして、私の聞きたいこともだいぶ重複の点もあるようではありますので、それ避けつつ二、三點にわたってお尋ね申し上げたいと考える次第であります。

日本からも、あるいは中共、韓国等からも参加さ

きのう、きょうの質問の多くの問題の中で最も重要な問題は、今日、かつて日本の重要な産業であつた蚕糸、製糸、この産業が年々衰退の形をとつてまいりました。しかも輸出の大宗であった生糸が最近著しく減退の形が見えてまいり、まさに憂うべき状態になつてしましましたのですが、端的に申し上げまして、農林大臣はこの原因を何であるとお考へであるか、それをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(坂田英一君) 養蚕、生糸が一時の非常な盛況からこじまでまいりましたことの端的な原因と申せば、やはり人手——人絹とか、あるいは石油製品、いろいろ名前はありますが、そういう工芸織維、化學織維の発達といふものが、これは大きく影響しておるものであろうと存じます。それが一番大きな問題じゃないかと思います。

ただ、最近ここまで減少いたしますといふと、今度はもうこれで底をついたような感じになります。しかし、むしろ、天然織糸としてのすぐれたところが非常によく認められつつある。こうしたことであつて、非常に大きなものがずっと下がつたのでございまするが、今後はこれより下がらないで、負担すべき宣伝費は一文も出していかなかつた。その負担すべき宣伝費は、昭和三十三年前後における日本に對する攻撃であつたたと、韓國に對する攻撃を韓國は行なつてきている。私はこれは非常に重大な問題だと考えます。ことに歐米人の発言の大部分といふものは、昭和三十三年前後における日本の生糸の暴落、昭和三十八年前後における日本の生糸の暴騰、この現象の中でもうていて安心して日本のトルクを買うことができないのではないか、というのが歐米人の大部分の考え方なんですね。私は、これは一つの現象である。要は織の価格の不安定、生糸の価格の不安定がもたらした一つのあらわれであると思います。

したがつて、その大会に出席いたしました日本代表の何人かは、フランスのリヨンの非常に有名な工場があるそですが、紡織り工場が。そこの視察を行つたのです。フランスは昔から日本のシルクがかなり入つてゐる国です。日本のシルクを十六カ国約三百名近い代表が参加いたしました。日本からも、あるいは中共、韓国等からも参加さ

れて、約五日間にわたりて討議が行なわれたのであります。その討議の中で、私どもがきわめて関心を持つて、重大なる考へで対処しなければならない問題が実はあります。それはほん

ど、日本のシルクをできるだけボイコットしようといふ考へ方が強くあらわれた。中共その他の生産国と日本の生糸と競争させて、安い絹をそこで仕入れようといふ考へ方が非常に強く出てけであります。ひとつ端的にお話願いたいと思

います。

これは生糸の特に宣伝費の負担の問題、これは生糸の特に宣伝費の負担の問題、それから第二は、ほとんどといつていいくらいその發言は日本に韓國から行つた某代表、これは中共の参加を是認するならば、まず、宣伝費の負担と技術と情報の交換をしなければならない、この義務を負つてもらわなければならぬ、と言つてはいる。これはまたことにそのとおりだと思いますが、

ところが、そう言つてはいる肝心の韓國では、その負担すべき宣伝費は一文も出していかなかつた。その負担すべき宣伝費は、昭和三十三年前後における日本に對する攻撃であつたたと、韓國に對する攻撃を韓國は行なつてきている。私はこれは非常に重大な問題だと考えます。ことに歐米人の発言の大部分といふものは、昭和三十三年前後における日本の生糸の暴落、昭和三十八年前後における日本の生糸の暴騰、この現象の中でもうていて安心して日本のトルクを買うことができないのではないか、というのが歐米人の大部分の考え方なんですね。私は、これは一つの現象である。要は織の価格の不安定、生糸の価格の不安定がもたらした一つのあらわれであると思います。

したがつて、その大会に出席いたしました日本代表の何人かは、フランスのリヨンの非常に有名な工場があるそですが、紡織り工場が。そこの視察を行つたのです。フランスは昔から日本のシルクがかなり入つてゐる国です。日本のシルクを十六カ国約三百名近い代表が参加いたしました。日本からも、あるいは中共、韓国等からも参加さ

れて、約五日間にわたりて討議が行なわれたのであります。その討議の中で、私どもがきわめて関心を持つて、重大なる考へで対処しなければならない問題が実はあります。それはほん

ど、日本のシルクをできるだけボイコットしようといふ考へ方が強くあらわれた。中共その他の生産国と日本の生糸と競争させて、安い絹をそこで仕入れようといふ考へ方が非常に強く出てけであります。ひとつ端的にお話願いたいと思

います。

これは生糸の特に宣伝費の負担の問題、これは生糸の特に宣伝費の負担の問題、それから第二は、ほとんどといつていいくらいその發言は日本に韓國から行つた某代表、これは中共の参加を是認するならば、まず、宣伝費の負担と技術と情報の交換をしなければならない、この義務を負つてもらわなければならぬ、と言つてはいる。これはまたことにそのとおりだと思いますが、

ところが、そう言つてはいる肝心の韓國では、その負担すべき宣伝費は一文も出していかなかつた。その負担すべき宣伝費は、昭和三十三年前後における日本に對する攻撃であつたたと、韓國に對する攻撃を韓國は行なつてきている。私はこれは非常に重大な問題だと考えます。ことに歐米人の発言の大部分といふものは、昭和三十三年前後における日本の生糸の暴落、昭和三十八年前後における日本の生糸の暴騰、この現象の中でもうていて安心して日本のトルクを買うことができないのではないか、というのが歐米人の大部分の考え方なんですね。私は、これは一つの現象である。要は織の価格の不安定、生糸の価格の不安定がもたらした一つのあらわれであると思います。

したがつて、その大会に出席いたしました日本

代表の何人かは、フランスのリヨンの非常に有名な工場があるそですが、紡織り工場が。そこの

視察を行つたのです。フランスは昔から日本のシ

ルクがかなり入つてゐる国です。日本のシルクを

十六カ国約三百名近い代表が参加いたしました。

日本からも、あるいは中共、韓国等からも参加さ

れて、約五日間にわたりて討議が行なわれたのであります。その討議の中で、私どもがきわめて関心を持つて、重大なる考へで対処しなければならない問題が実はあります。それはほん

ど、日本のシルクをできるだけボイコットしようといふ考へ方が強くあらわれた。中共その他の生産国と日本の生糸と競争させて、安い絹をそこで仕入れようといふ考へ方が非常に強く出てけであります。ひとつ端的にお話願いたいと思

います。

これは生糸の特に宣伝費の負担の問題、これは生糸の特に宣伝費の負担の問題、それから第二は、ほとんどといつていいくらいその發言は日本に韓國から行つた某代表、これは中共の参加を是認するならば、まず、宣伝費の負担と技術と情報の交換をしなければならない、この義務を負つてもらわなければならぬ、と言つてはいる。これはまたことにそのとおりだと思いますが、

ところが、そう言つてはいる肝心の韓國では、その負担すべき宣伝費は一文も出していかなかつた。その負担すべき宣伝費は、昭和三十三年前後における日本に對する攻撃であつたたと、韓國に對する攻撃を韓國は行なつてきている。私はこれは非常に重大な問題だと考えます。ことに歐米人の発言の大部分といふものは、昭和三十三年前後における日本の生糸の暴落、昭和三十八年前後における日本の生糸の暴騰、この現象の中でもうていて安心して日本のトルクを買うことができないのではないか、というのが歐米人の大部分の考え方なんですね。私は、これは一つの現象である。要は織の価格の不安定、生糸の価格の不安定がもたらした一つのあらわれであると思います。

したがつて、その大会に出席いたしました日本

代表の何人かは、フランスのリヨンの非常に有名な工場があるそですが、紡織り工場が。そこの

視察を行つたのです。フランスは昔から日本のシ

ルクがかなり入つてゐる国です。日本のシルクを

十六カ国約三百名近い代表が参加いたしました。

日本からも、あるいは中共、韓国等からも参加さ

れて、約五日間にわたりて討議が行なわれたのであります。その討議の中で、私どもがきわめて関心を持つて、重大なる考へで対処しなければならない問題が実はあります。それはほん

ど、日本のシルクをできるだけボイコットしようといふ考へ方が強くあらわれた。中共その他の生産国と日本の生糸と競争させて、安い絹をそこで仕入れようといふ考へ方が非常に強く出てけであります。ひとつ端的にお話願いたいと思

います。

これは生糸の特に宣伝費の負担の問題、これは生糸の特に宣伝費の負担の問題、それから第二は、ほとんどといつていいくらいその發言は日本に韓國から行つた某代表、これは中共の参加を是認するならば、まず、宣伝費の負担と技術と情報の交換をしなければならない、この義務を負つてもらわなければならぬ、と言つてはいる。これはまたことにそのとおりだと思いますが、

ところが、そう言つてはいる肝心の韓國では、その負担すべき宣伝費は一文も出していかなかつた。その負担すべき宣伝費は、昭和三十三年前後における日本に對する攻撃であつたたと、韓國に對する攻撃を韓國は行なつてきている。私はこれは非常に重大な問題だと考えます。ことに歐米人の発言の大部分といふものは、昭和三十三年前後における日本の生糸の暴落、昭和三十八年前後における日本の生糸の暴騰、この現象の中でもうていて安心して日本のトルクを買うことができないのではないか、というのが歐米人の大部分の考え方なんですね。私は、これは一つの現象である。要は織の価格の不安定、生糸の価格の不安定がもたらした一つのあらわれであると思います。

したがつて、その大会に出席いたしました日本

代表の何人かは、フランスのリヨンの非常に有名な工場があるそですが、紡織り工場が。そこの

視察を行つたのです。フランスは昔から日本のシ

ルクがかなり入つてゐる国です。日本のシルクを

十六カ国約三百名近い代表が参加いたしました。

日本からも、あるいは中共、韓国等からも参加さ

れて、約五日間にわたりて討議が行なわれたのであります。その討議の中で、私どもがきわめて関心を持つて、重大なる考へで対処しなければならない問題が実はあります。それはほん

ど、日本のシルクをできるだけボイコットしようといふ考へ方が強くあらわれた。中共その他の生産国と日本の生糸と競争させて、安い絹をそこで仕入れようといふ考へ方が非常に強く出てけであります。ひとつ端的にお話願いたいと思

います。

これは生糸の特に宣伝費の負担の問題、これは生糸の特に宣伝費の負担の問題、それから第二は、ほとんどといつていいくらいその發言は日本に韓國から行つた某代表、これは中共の参加を是認するならば、まず、宣伝費の負担と技術と情報の交換をしなければならない、この義務を負つてもらわなければならぬ、と言つてはいる。これはまたことにそのとおりだと思いますが、

ところが、そう言つてはいる肝心の韓國では、その負担すべき宣伝費は一文も出していかなかつた。その負担すべき宣伝費は、昭和三十三年前後における日本に對する攻撃であつたたと、韓國に對する攻撃を韓國は行なつてきている。私はこれは非常に重大な問題だと考えます。ことに歐米人の発言の大部分といふものは、昭和三十三年前後における日本の生糸の暴落、昭和三十八年前後における日本の生糸の暴騰、この現象の中でもうていて安心して日本のトルクを買うことができないのではないか、というのが歐米人の大部分の考え方なんですね。私は、これは一つの現象である。要は織の価格の不安定、生糸の価格の不安定がもたらした一つのあらわれであると思います。

したがつて、その大会に出席いたしました日本

い。三十三年には繭が一貫目九百円台であります。これでは農民が生きていけるはずはございません。

日本の農業の四七%までは大なり小なり蚕を飼っているのです。これがみすみす損をしていくことで、どうして農民に蚕を養つていかなさいと言われるかどうか。昭和三十八年の暴騰の際にさも、ようやく千六、七百円から八百円の程度なんです。これは農民に養蚕をやりなさい、繭は日本の大事な産業ですからやつてくださいと、とうてい言われるはずはございません。私は、本年の四十八国会に提出されました昭和四十一年度において講じようとする農業政策の中で、その養蚕を取り上げている個所というものはきわめて小さい、農業政策の重点、中心からは離れてはいるのです。私は、日本農業政策をこの機会に真剣に考え直さなければならぬのじゃないかと考えておるのであります。農林大臣のお考えをお聞きしたい。

○國務大臣(坂田英一君) いま申されたことごあつともな点でございます。ただ、ここで御参考までに申し上げたいのであります、「こゝ最近でございますが、九月一日現在で、転業としての農業に対する農業的評価といふのを、その農民自身に三万五千人のわずかでございますが直接聞聞かわしたのでございますが、それをまとめてごく概数を申し上げますと、作物別拡大縮小意向といふのを聞きますと、養蚕については一五・二%増加したいといふので、減少のほうは七・六%減少している。であります。最近養蚕については、過去において確かにいま武内さんのお話のとおりの状況でございましたが、最近の状態から言うと、いまの直接農家に聞き合わたのでございますけれども、数が非常に少ないので、これはどうといふことはあります。二、三年前に比較しまして、ようやく養蚕もひとつやろうといふ気持ちがかなり起きつてあるという段階でないかと思われるのでございまして、この機会において、私も先ほど来申し上げておりますとおり、十分ひとつ養蚕並びに養蚕業の、蚕糸業の発展という問題に対してうんと力を入れてみたいと、こう考え

ておるような次第であります。御了承を願いたいと思います。

○武内五郎君 まことに価格の問題は、実はこの問題の中心だと思います。ことに農民にとっては今日の繭の価格は地獄の価格だと言われておりまして、その点をよくお考えになって対策を立ていただきたいと存する次第であります。それ

で私の時間がもう切れるのだと、これでやめますので、これは局長にひとつ解明をお願いをした

立っていましたと存する次第であります。それ

で私の時間がもう切れるのだと、これでやめますので、これは局長にひとつ解明をお願いをした

立っていましたと存する次第であります。それ

で私の時間がもう切れるのだと、これでやめますので、これは局長にひとつ解明をお願いをした

立ていましたと存する次第であります。それ

進に資するため」これこれこれをすることを目的とするという事業団の本来の目的を受けて、ややことばを追加して整理されているものでございま

す。そこで、今後ここへ流通の合理化ということばを加えて整理されているものでございま

で一体どういうことが出てくるかという問題にな

りますように、剰余金の中でも、利益金の中でも、こ

れは積み立て金に一応回りまして、その中からま

た一定率のものを助成に使えるということに相

りますように、剰余金の中でも、利益金の中でも、こ

要が非常に強く、原糸は供給不足であつて、最近中國生糸が一千俵を輸入しておるという事態、これらを客観的に見ますと、蚕糸業が逐次内需産業化していく傾向の中、日本農業の全般的な構造的解体の中で、養蚕が特にその構造的な大きな危機に直面をしておると指摘せざるを得ないのであります。まさに養蚕業は他の農業に先がけて、

目に見えず音も立てないが大きな地すべりをいたしておる。そういうきびしい状態に置かれておると思ひのであります。

そこで、いろいろお尋ねをいたしたいのですが、お尋ねの第一点は、要求いたしまして出されました資料「政省令規定見込事項等に関する資料」の中の三三ページ、昨年の九月に臨時行政調査会が内閣総理大臣に出した意見の中で、この

蚕糸局の、農林省の機構に対する意見及び日本

産繭事業団に対する意見が出ております。これは

この資料に抜粋してありますから、私はこの意見をさらに繰り返しませんが、結論は、この

意見としては、蚕糸局の事務の大幅な整理を行なうかと、そういうふうに考えております。

○渡辺勘吉君 農林大臣に二、三點お伺いいたし

ますが、政府から出された資料を見ますと、昭和三十一年度におけるわが国の輸出総額が二十億三千五百ドル、それに対して生糸、絹織物等の蚕糸類

が八千三百万ドルであつて、総体の一・五%を占めています。昨三十九年度は、輸出総額七十一億八千万ドルに対し七千三十六万ドルであります

すから、蚕糸類の総輸出量に対する割合は一%であります。同僚議員が取り上げました

低落をしておる。しかも、この蚕糸類の外貨獲得の

ピークは、昭和三十一年度の一億二千三百万ドルをピークにして逐年大幅な減少を来たしておる

といふ実態であります。同僚議員が取り上げました

ように、たとえばヨーロッパ市場においての中国

生糸の消費量がわが国の生糸のそれを上回る

といふ実態であります。同僚議員が取り上げました

。

できる日本蚕糸事業団を從来の蚕糸事業団の十億出資と、日本輸出生糸保管会社に政府で出しておった三千万を合せて、横すべりでここに新しく事業団をつくる。さらに製糸業界あるいは養蚕団体に民間協力を求めて五億ずつの出資をさせる。政府は何ら積極的にこれに対応する機能を發揮していない。これは冒頭に、十億、さらに政府の債務を完済することについての大かたの方向づけが出来ましたから、私はこれをさらに重複しては取り上げませんが、一休こういうきびしい情勢の中で農林大臣は、蚕糸局を決定的に圧縮をせよ、地方における取引所の機能といふものを引きわめてこれは規制する意見、あるいは大方の行政事務は地方庁に移管せよという意見、それを納得させるだけの――克服するだけの積極的な政策を持ち合わせませんと、国会におけるきょうの答弁だけでこれは事足りりとするものではないわけで、よほどこれは積極的に前向きな、あらゆる政府の与えられた限界ぎりぎりの予算を確保して、生産基盤の整備をするとか、輸出に対しても思い切ったその振興態勢の確立を期すとか、価格安定にても、もつと政府の財政投資を前提とした、國民が納得し得るよう機能の拡大につとめるとか、そういうことをするなど、私は臨時行政調査会の意見といふものは不本意ながらこれを容認せざるを得ない事態に追い込まれるんではないかとおそれるのであります。農林大臣はこういう素朴な意見に対して、どういうふうに説得するような内容をお持ちでありますか、お伺いいたします。

○國務大臣(坂田英一君) この調査会の答申は、蚕糸業の地位が低下かつ将来の發展性が乏しいといふ見解から、蚕糸局機構縮小を述べておるのでありますか、この考證の基礎となつた蚕糸業の現状に関する認識と判断は必ずしも正當なものと言ひたいのであります。また、かりに機構の整理縮小をやるということになれば、國際蚕糸業界に対する信頼の喪失、国内蚕農家の生産意欲の阻害等、重大な事態を招くおそれが強いと考えますので、慎重な態度をとる必要があると考えてお

る次第でございます。
○渡辺勲吉君 具体的にそれではお伺いたしましたが、一番新しい昭和四十年度の政府のこの蚕糸局関係の予算を見ますと、総額でわずか十四億程度であります。十四億のうち、生糸検査所はその半分に近い約六億、五億八千万が検査所に使われておる。この検査所の機能といふものは、同僚議員によつて指摘されたように、むしろ方向として是廃止すべき方向を私は主張するのであります。それは急速にはできないとしても、嚴重なこれは行政における規制をしなきやならない過当なこれはスペキュレーションの対象になつておる。これが健全な蚕糸業の発達を阻害しておる一大要因ではある。そういう投機の場に貴重な税金が五億八千七百万も使われて、あと一分は大体八億六千万であります。八億六千万のうち、それでは基本的に養蚕の振興をかる費用にどれだけ見ておるか。養蚕対策費としてはわずかに二千二百万であります。技術改良としては五億九千八百万、約六億あります。技術改良普及費を中心とする養蚕事業に対する非常な熱意を示されたことに對する御感想は、事業団に名をかりて政府は蚕糸行政の責任を轉嫁していると言わざるを得ない。どうですか。

○國務大臣(坂田英一君) ただいま渡辺委員から蚕糸業に対する非常な熱意を示されたことに對し、私も同感でござりますが、この予算は蚕糸局の予算として表面に出ているものだけでなしに、たゞえば養蚕に関する技術導入資金というものは、山村振興との関連において九億円入つておりますし、構造改善事業としてこれは四年間にだんだんふえるわけあります。これが、三十四億、いま特に山村振興との関連においてこれはまた別に考えられてくるものであります。それから特別会計として五十億、現に蚕糸局として養蚕事業のためあるわけです。金融公庫としてもまた農業近代化資金等もこれは別途考へられているわけでございまして、蚕糸局の予算だけを見ると小さいようではございますが、かよくなきから言いまして、かなりそな非常に姿勢が阻止めよう強力な行政といふものが欠除していふのではないか。いや渡辺は非常に見当違いのことを言ふ、こういふことをやるのだ、積極的に私は喜んで、その内容には協力をするやうですか、貧弱だといふほどでもないと思うのです。ただし、お話しのとおり養蚕はさつき申しましたように、非常に困難な道を、皆さんにお話をありましたところには、とりには減反もしたり、いろいろむずかしい事態を経過してまいりましたのでござります。それで、そういうことからして、現在――ごく最近ではありますまが、一体どういうことが、こういう生産を停滞し、海外市場においてはマーケットをみずから縮小し、奨励金を出して根を掘り返した

りまた植えつけたり。民間では政府の言うことの

裏をかけば、農業に損はないという、そういう一つのサンプルに養蚕というものを戦前から取り上げてきている。こりうう不思議の累積の養蚕といふものを、磐石の国民の信頼にこたえるようなものに於ては、私はよほどのこれは御決意がなければいかぬと思うのであります。具体的にはそうすればいかなうとしている御決意があつて、ここに新しい法律を制定し、新しい事業団をつくらるいはその特別会計の機能を發揮するのか、本法の重要な農産物の一つである養蚕に対しては、国民の期待するようなどいう御決意があつて、どうしたことなのでありますか。ありていに言えば、私は、事業団に名をかりて政府は蚕糸行政の責任を負はなければならぬことについては、御決意があつて、私たちが決してそらは考えませんし、先ほど申したとおりもあり、また、事実予算の面においても相当力を注いでいること、もつともこの養蚕が非常に山村振興その他と結びついて大きく浮き上るものが、ごく最近のことですけれども、とやむを得ぬことであると思ひますけれども、

非常に山村振興その他のところの考え方といふことは、機運と相應するといふことは、これは一般社会から見るとやむを得ぬことであると思ひますけれども、私たちも決してそらは考えませんし、先ほど申したとおりでもあります。さて、事実予算の面においても相当力を注いでいること、もつともこの養蚕が非常に山村振興その他のところの考え方といふことは、機運と相應するといふことは、これは一般社会から見るとやむを得ぬことであると思ひますけれども、

非常に山村振興その他のところの考え方といふことは、機運と相應するといふことは、これは一般社会から見るとやむを得ぬことであると思ひますけれども、

非常に山村振興その他のところの考え方といふことは、機運と相應するといふことは、これは一般社会から見るとやむを得ぬことであると思ひますけれども、

非常に山村振興その他のところの考え方といふことは、機運と相應するといふことは、これは一般社会から見るとやむを得ぬことであると思ひますけれども、

非常に山村振興その他のところの考え方といふことは、機運と相應するといふことは、これは一般社会から見るとやむを得ぬことであると思ひますけれども、

非常に山村振興その他のところの考え方といふことは、機運と相應するといふことは、これは一般社会から見るとやむを得ぬことであると思ひますけれども、

によれば、理事長、きのうも八木委員が取り上げたように、監事、これは大臣の任命、その他に理事四名とあります。以内ですか、おそらく四名満員でこれは考えておると思うのであります。この理事長なり理事というものは、從来の公社、公団にこれは共通する問題でありますけれども、悪口を言うようであります。官僚の古手の払い下げをもつてしては、そのねらいとする公社、公団の機能を十全に發揮することがなかなか困難である。特にこういう日本蚕糸事業団のような、きわめて國際商品性の高いものを扱う公団の理事者は、きびしいこういう対外的な情勢の中で、市況にフレキシブルに対応する機能を持ったものでなければ十分にこの事業団の機能といふものは發揮できない。他の国内的な公団以上に、これは、そういう機能が要請されるものだと思います。これは、理事者の資格の第一条件、絶対条件であるといつてもよいと思うであります。したがって、この新しく出てくるところの蚕糸事業団の理事長、理事、そういう最高の責任者には、生産関係なり、あるいは流通関係なり、あるいは消費関係なり、それぞれの分野における日本のトップレベルの最高度の有識者をもつて充てるのではなければ、私はこの事業団の期待するがどとき運営は容易ではないと思うのであります。具体的に申し上げるつもりはございませんが、そのことについては、一体大臣は、いずれこの法律は間もなく成立するであります。直ちにそういう作業にお入りになるにあたって、主管大臣は、一休私の意見をどういふように御理解になられ、どう対処されようとするのか、その点をお伺いいたします。

○國務大臣(坂田英一君) ただいまの御説ごともござります。私は、適材適所主義で決定していくべき、かように存じております。申し上げたいと思います。現在の蚕糸事業団の理事長の略歴、あるいは理事の略歴等からみて、さ

らに、こういう方々を上回ったほんとうに適材適所といふものを、非常に敏感なこういう経済市況の中に迅速適切果敢にその機能をトッピングレベルで行使をもつてしては、そのねらいとする公団の機能を十全に發揮することがなかなか困難である。特にこういう日本蚕糸事業団のような、きわめて國際商品性の高いものを扱う公団の理事者は、きびしいこういう対外的な情勢の中で、市況にフレキシブルに対応する機能を持ったものでなければ十分にこの事業団の機能といふものは発揮できない。他の国内的な公団以上に、これは、そういう機能が要請されるものだと思います。これは、理事者の資格の第一条件、絶対条件であるといつてもよいと思うであります。したがって、この新しく出てくるところの蚕糸事業団の理事長、理事、そういう最高の責任者には、生産関係なり、あるいは流通関係なり、あるいは消費関係なり、それぞれの分野における日本のトップレベルの最高度の有識者をもつて充てるのではなければ、私はこの事業団の期待するがどとき運営は容易ではないと思うのであります。具体的に申し上げるつもりはございませんが、そのことについては、一体大臣は、いずれこの法律は間もなく成立するであります。直ちにそういう作業にお入りになるにあたって、主管大臣は、一休私の意見をどういふように御理解になられ、どう対処されようとするのか、その点をお伺いいたします。

○渡辺勲吉君 適材適所主義といふことで、私は具体的に、たとえば要求しまして出た資料、日本蚕糸事業団の役員の名簿、経歴、それを見た上で申し上げたいと思います。現在の蚕糸事業団の理

事二名、あとは出先に一名ずつ、こういう配置であります。

○政府委員(丸山文雄君) そういうことを考えております。

○渡辺勲吉君 出先では、大体一事務所何名職員がおりますか。

○政府委員(丸山文雄君) これはまあ何名ぐらいずつ配置するかということは、発足までにいろいろ検討したいと思っておりますが、まあ本社にそぞれ課も若干置きますので、出先につきましては、むしろ職員の数というよりも長の責任ということも中心を置きまして、そういう考え方から、陣頭指揮と申しますか、そういう意味で常勤理事をもつててあってたいという考え方方に立つております。

○渡辺勲吉君 私はあまりもうこだわるつもりはありませんけれども、頭でつかむと書うたのは、これだけの小人数の世帯の中で、理事長のほか常勤理事四名とある。もちろん課制も敷くでしょう。管理職だけで、そういう実際の働きバチというのがきわめて少ない。こういうことでは私は人のために機構をつくつたような一種の感覚を抱かざるを得ないわけであります。これはまあ一つの意見であります。どうも少しよけいじやないかという意見を申し上げておきます。しかし、法律を修正する段階ではもうないですからやむを得ないが、四名以内ですから、少なくともそういう意見があつたということは、これは筆記しておいていただきたい。

それから、政府は、從来の経過の中で審議会の意見はかなり尊重してきて、今度の事業団をつくりたようであります。しかし、私が見ますと、政府に都合のいいところは審議会の意見は尊重したけれども、なかなかどちらも全部を取り上げていないうことを考えておりますので、あと、まあ本社と申しますか、そういうところも總務、營業というような形で二名と、あと理事長、こういう考え方につきましては、別個いろいろ今後の輸出対策とのからみ合いの中での答申の趣旨を生かしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○渡辺勲吉君 私はいまの答弁にはなはだ不満であります。審議会は、少なくとも輸出委員会を日本蚕糸事業団に置けと言ふんです。なじまないとあなたはおっしゃる。しかしながら、われわれの素朴な考えは、輸出の窓口は一体どこにあるのか。新しくできる日本蚕糸事業団こそが輸出振興の一つの窓口として強力なものにこの機能を期待することは考え方に対するものではありません。日本経農協会とかいろいろなもののがありますか。日本経農協会とかいろいろなもののがありますか。

出委員会を置くということがうたわれておるが、この点が蚕糸事業団の中に消えておるようになります。これは私の読み違いで、いややこれは事業団の中に、審議会の答申にあるように、輸出振興対策の大きな柱として輸出委員会を置いているんだという御注意があれば、私の質問はそれで済むわけであります。ないとすれば、一体いかなる理由でこれらの審議会の意見がここで現実には抹殺されておるか。その間の経過をお伺いしたい。

○政府委員(丸山文雄君) 答申の内容は御指摘のとおりでございます。答申の内容に従いまして法規構成をいたします場合に、事業団の性格を考えました場合、輸出という問題に限定しましてここに委員会を置いて、輸出問題をどうこうするとしてははじまらないのではないかというようなことを考えたわけでございます。したがいまして、この事業団自体はこういう輸出委員会、あるいは輸出に直接タッチするという構想はどうぞおません。しかし、この答申の趣旨にありますことは、このあり方についても御指摘があるわけでございません。しかしながら、それをどこに置くかという問題にしましては申し上げましたように、委員会の必要があれば、まあたとえば一例でございますけれども、いろいろ現在のいわゆる経営協会なるものがあり方についても御指摘があるわけでございません。しかしながら、それをどこに置くかといふ問題につきましては、別個いろいろ今後の輸出対策とのからみ合いの中での答申の趣旨を生かしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○渡辺勲吉君 私はいまの答弁にはなはだ不満であります。審議会は、少なくとも輸出委員会を日本蚕糸事業団に置けと言ふんです。なじまないとあなたはおっしゃる。しかしながら、われわれの素朴な考えは、輸出の窓口は一体どこにあるのか。新しくできる日本蚕糸事業団こそが輸出振興の一つの窓口として強力なものにこの機能を期待することは考え方に対するものではありません。日本経農協会とかいろいろなもののがありますか。

同僚委員によつて指摘されたことである。この際に、毛糸なり紡織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備することが喫緊の要務ではあります。そういうときにこの審議会の答申を尊重してです。日本蚕糸事業團にその委員会を設置し、その統一した機能を發揮してこそ、輸出に対応できる積極的な施策がこれは可能だと思うのであります。そういうときには、芽ばえが審議会の答申の中にあるながら、なじまない文々でその委員会を抹殺したということは、はなはだこれは遺憾であります。

時間がありませんからもう質問はやめますが、お伺いしたい问题是、まだ、同僚委員によつて取り上げられた以外にたくさんあるわけであります。たとえば、製糸企業というものを近代化しなければならない。再編成をさせなきゃならない。これにやはり政府は勇気をもつて立ち向かう行政指導の責任があるわけであります。それが一体どういうふうに政府では考えておられるのか。あるいは生糸の問屋なり機屋なり商社なりの段階での流通の合理化といふことは、これがまた非常に重大な課題であります。これに一體政府はどういうふうに行政指導の立場から立ち向かわれるようとしておるのか。それをお伺いいたしたい点であります。まあ、それらは一切次の予算審議なり政策の点についてもお伺いいたしたいのであります。最後にお伺いしたいのは、事務的なことであります。この法律がこの十二月中に発足をしないと、新しい事業団なり、改正された特別会計の機能が春糸からこれは対応できないといふことです。われわれもこうして無理をして審議を怠いでおりまます。かつて政府では、これを四十八通常国会に出された際には、いろいろな設立段階の事務的な手続をこの法律、商法に基づいて考えてくれば、三月中に蚕糸事業團が設立して業務を開始する、四月から対応する機能を發揮するといふスケジュールがああ試案として出されたわけで

あります。しかし、その中には商法第二百四十五条の三による、いわゆる輸出生糸保管会社の反対株主の株式取得請求の手続として、株主総会の後三ヶ月を要するという点も、異論がなければ、こそれは期間は短縮されることを期待します。それらの点を圧縮してですね、あの本会議でこの法律が成立したならば、三月中にこの事業團の業務方法書が整理され、基準価値なり生糸価格が決定され、輸出適格生糸特別買い入れの契約も締結がなされ、初年度の事業計画なり収支予算が作成され、期待されるように四月一日からこの日本蚕糸事業團が発足をすると、政府では太鼓判を押しているだけますでしょ。うね。そうでないと、われわれのこうして無理をして審議を怠いでおる意味が半ば消えるわけであります。春糸からぜひともこの法律に基つく事業團の発足をしなければならぬ、そういう大義名分に従つて審議をすれば、まだまだ問題点があるにかかわらず、それを一切はしようとしてここで最終の質疑を終えようとする段階にあります。○政府委員（丸山文雄君）御指摘のとおり、われわれ、これも先ほど一部御答弁をいたしましたが、前々臨時国会からお願ひしております。まあ、それは万全のかまえをもつてといふ余裕を考えておつたわけであります。と申しますのは、御案内のとおり、附則の第八条におきまして、株式会社である日本輸出生糸保管株式会社は、商法の手続に準じましてこの法律の施行の日から「二月以内に商法に規定する株主総会の決議を得て」と書いてござります。二カ月以内といふのをまるまる見れば、ここで二カ月かかる。それから御指摘の、この法律で準用いたしております商法第二百四十五条ノ三の規定によりましても、株価の、株式の価格の決定に現在の保管会社の株主がその保管会社に対する株を売り渡す場合の決定に不服があるときには、九十日以内にその支払いをなすことを要すといふ意味の条文がございます。

○國務大臣（坂田英一君）この点は私も前から非

から九十九日、これで大体五カ月、それからその他諸準備で一ヶ月といふことで、六カ月といふことを申し上げておつたわけでございます。そこで、三ヶ月を要するという点も、異論がなければ、こらは期待されます。されば、この規定は発動の場合があり得ないわけでありますが、そういふ意味で法律論的には、法律的形式論的にはいろいろ問題があらうかと思いますれば、この規定は発動の場合があり得ないわけでございます。されば、この規定は発動の場合があり得ないわけであります。されば、この規定は発動の場合があり得ないわけであります。

○政府委員（丸山文雄君）事業團は六月以前にでたって、その事務的な見通しについての御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○政府委員（丸山文雄君）事業團は六月以前にでたって、その事務的な見通しについての御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○政府委員（丸山文雄君）事業團は六月以前にでたって、その事務的な見通しについての御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○政府委員（丸山文雄君）ただいまの御質問の、絹業協会十五名などといふのは、これは出ておりません。これは何かのお間違いではないかといふ気がいたします。この表で整理しております、一番最後の表の「日本絹業協会派遣職員名簿」のアメリカ・ニューヨーク事務所一名、農林輔助事業にかかる生糸需要増進事業、それからヨン事務所に伊藤といふのを派遣しておりますが、これはいわゆる役所の身分の今まで行つておるわけではありませんので、ここに整理いたしました趣旨は、実質的にはまだこちらへ役人として戻るということありますので、こういう整理をいたしておりますが、しいて言いますとの二人でございます。

○森中守義君 それは私のひよつとすると聞き違常に心配しておる点でございまして、春糸からこれが実施できるように、この問題を提案するときから考へておりましたわけでございまして、したがいまして、いま渡辺委員から言わされましたところにこれはやつてもらわなければこまるわなことのないようになつてしまふんだと、何のために大みそか前にこうしてやつているかわからぬですよ、その点は大臣、ひとつ特に御留意の上、期待する方向にこれはやつてもらわなければこまるわなことです。大臣いかがですか。

いかわかりませんから、一回聞いたことですから、なお私ども少し念を押してみましょ。

それからいま一つ、これはもう何回も言われた

ことを重複するよなことがありますけれども、こういう法案を審議する。こういう時期等が一つの整理の時期ではないかと思いますので、特にあまり耳ざわりのいい話じやありませんが、端的にお答えいただきたい。と申しますのは、少なくとも今日のこの種産業、あるいは業界といふものは、正常であります私思いません。そこで、一体なぜこ

ういう状態になつたのか。きのうあたりの政府側のお話を聞いておりますと、今回の二法案によって一応正常化していきたい、こういふことがたびたび強調されておりますが、本来ならばこ

ういう立法措置、あるいは法改正、こういう時期にならすとも政府の適切なる指導監督、あるいは措置、そういうものが行なわれたならば今日こういう状態には立ち至らずに済んだのではないか、私はそう考えます。

それで、一体何が原因であるか。簡略に言つたらば、蚕糸行政自体が非常に弱体であつたのではないか。あるいは政府全体としての政策がこの種問題を片づけに追いやついたのではないか。あるいはまた、企業家の投機行為になれ合ひになつてしまつて、これを抑制するという、そういう措置を講じていなかつたのではないか。大体この三つくらいに要約をして、私はこれから先の問題を見ていきたいと、こう思うのですが、もし私の三つに整理をした内容が見当はずれであれば、そのとおりのお答えでもいい。まあ、しかし、この三件のどれかに、あるいはどれにも関係があるかわかりませんが、農林大臣からひとつずつ答えてもらいたい。もちろんこういうことは後ほど討論の際にも触れることになるかと思ひますが、一応質問ということで、この三点を確かめておきたいと思います。

○國務大臣(坂田英一君) いま、三つのいろいろの原因を申されました。それがどうということは、私としてもはつきりしませんけれども、要

するに、いろいろとやっぱり原因が相まじわつておつたものだらうと、こう存じますので……。

それから、ひとつそれらのことを一べん事務當

でしょが、ひとつそれらのことを一べん事務當局のほうもよく検討され、また、後日の委員会

で、この辺のことをいろいろと話し合うことにいたしました。けつこります。

○委員長(仲原善一君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。

それでは繭糸価格安定法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本蚕糸事業団法案の討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もないようございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

日本蚕糸事業団法案を問題に供します。本案に

○委員長(仲原善一君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

渡辺君から発言を求められております。これを

おつたものだらうと、こう存じますので……。

それから、ひとつそれらのことを一べん事務當

で、この辺のことをいろいろと話し合うことにいたしました。けつこります。

○委員長(仲原善一君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。

それでは繭糸事業団について附帯決議案を提出いたしました。

○渡辺勘吉君 ただいま可決されました日本蚕糸事業団法案について附帯決議案を提出いたしたい

と思ひますので、御賛同を願いたいと思ひます。

〔賛成」と呼ぶ者あり〕

案文を朗読いたします。

「日本蚕糸事業団法案」に対する附帯決議

(案)

系振興に遺憾なきを期すべきである。

記

政府はすみやかに左記各項の実現に努め、蚕

糸振興に遺憾なきを期すべきである。

○委員長(仲原善一君) おはかりいたします。渡

辺君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

右決議することに決定いたしました。

○委員長(仲原善一君) おはかりいたします。渡

辺君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の

決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂田農林大臣から発言

を求める所存でございました。

ただいまの決議に対し、坂田農林大臣から発言

を求める所存でございました。

○委員長(仲原善一君) おはかりいたします。渡

辺君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の

決議とすることに決定いたしました。

○委員長(仲原善一君) おはかりいたします。渡

辺君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の

決議とすることに決定いたしました。

五、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が必要であることにかんがみ、今後日本蚕糸事業団をして、これが機能を發揮せしめるよう措置し、輸出振興体制の整備を速急に確立すること。

六、世界の蚕糸生産国が、提携協力し、生糸の潜在需要を開拓喚起するより国際的にも対応する方途につき積極的に措置すること。

七、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すること。

八、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すること。

九、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すること。

十、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すること。

十一、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すること。

十二、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すること。

十三、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すること。

十四、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すること。

十五、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

十六、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

十七、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

十八、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

十九、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

二十、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

二十一、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

二十二、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

二十三、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

二十四、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

二十五、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

二十六、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

二十七、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

二十八、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

二十九、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

三十、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

三十一、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

三十二、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

三十三、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

三十四、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

三十五、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

三十六、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

三十七、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

三十八、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

三十九、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

四十、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

四十一、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

四十二、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

四十三、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

四十四、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

四十五、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

四十六、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

四十七、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

四十八、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

四十九、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。

五十、生糸、絹織物の輸出を増進するためには、輸出機構を整備し、輸出と一体化した宣伝が十分に果せるよう、指導監督に万全を期すこと。